

地名 散歩

第57回 会社の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

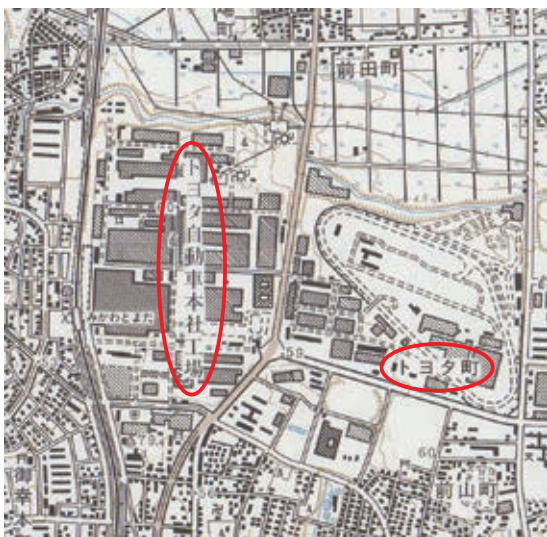
かのトヨタ自動車の本社は愛知県豊田市トヨタ町1番地にある。市が誕生してからすでに半世紀以上が経過したので、「豊田市にあるからトヨタ自動車」と誤解している人がいるかもしれないが、実際は昭和34年(1959)1月1日に^{こゑも}挙母市から改称したものだ。もちろん当地は言うまでもなく「企業城下町」として知られ、トヨタ自動車とその関連会社で働く人と家族を合わせれば、市民の大半がこの会社に関わっていることが改称の背景にあることは間違いない。

挙母という地名は古代の郷名に遡る由緒あるもの(衣郷の表記も)で、江戸期には城下町でもあった。明治22年(1889)以降は町村制による挙母村となり、同25年には挙母町が誕生している。そこへ昭和9年(1934)、豊田自動織機製作所が町内の論地ヶ原に自動車工場を建設し

たのが「クルマの街」としての始まりであった。

挙母町は昭和26年(1951)に市制施行して挙母市となったが、前述のように同34年には豊田市と改称され、挙母の地名は市内の町名には残ったものの(挙母、^{うわごも}上挙母)、挙母東・挙母西の両高校の名前も豊田東・西となり、名鉄三河線の駅名も挙母駅から豊田市駅に改められた。由緒ある地名ゆえに変更に反対する人たちも一定数存在したというが、多勢に無勢だったのだろう。

同じ愛知県内の東海市も実は企業地名である。昭和44年(1969)に知多郡の上野町と横須賀町が合併する際に、地元随一の大企業である東海製鉄(現新日鐵住金)にちなんで命名された。現に東海地方にあり、東海製鉄が現存しないこともあって、企業地名であることはあまり知られていない。



トヨタ自動車の本社所在地は豊田市トヨタ町1番地。かつては長い歴史を誇る挙母市という名であったが、昭和34年(1959)に社名に合わせて改称した。さすが企業城下町である。1:25,000「豊田南部」平成3年修正



広島県福山市と岡山県笠岡市にまたがるJFEスチール(旧日本鋼管)の福山製鉄所。右上に見える両国橋の由来は備中(岡山県)と備後(広島県)の両国にまたがるため。1:25,000「福山東部」平成12年修正

ついでながら企業地名のように見えて実は違う代表格といえば日立であろうか。日立製作所は茨城県多賀郡日立村にあった久原鋳業所の日立製作所が分離独立したもので、地名が最初である。日立市が成立したのは昭和14年(1939)であるが、浜街道の宿場町である助川町と鉾山町の日立町が合併した新市名が「日立」になったのは、当時すでに大企業であった日立製作所の存在が大きいだろう。もし最初に助川に「製作所」があったとしたら、助川市になっていたかもしれない。トヨタ系列の日野自動車も、そのように名乗るようになるのは東京瓦斯電気工業が東京府南多摩郡日野町(現日野市)に工場を建ててからなので、こちらも企業地名ではない。

自治体名が企業名というのはさすがに少ないが、市内の町名なら非常に多い。たとえば電機メーカーの東芝にちなむ地名は、同社府中事業場のある東京都府中市東芝町(昭和36年。以前は大字府中など)、川崎市幸区には小向事業所のある小向東芝町(昭和27年。以前は古市場ほか)、最近になって閉鎖された大阪工場の所在地も大阪府茨木市太田東芝町(昭和48年。以前は太田)である。

現在はJFEスチールとなっている日本鋼管もいくつかの町名に足跡を残している。JFEスチール西日本製鉄所の敷地は岡山県笠岡市と広島県福山市にまたがる広大なものだが、どちらも鋼管町だ。三重県津市では同社工場の所在地が雲出鋼管町。日本鋼管の工場としては発祥の地である川崎市の工場敷地は南渡田町だが、そこに至る鋼管新道という道路に沿って設定されたのが鋼管通(一丁目～五丁目)である。昭和13年(1938)からの歴史ある町名だ。

最近では業界再編の動きが盛んなので、このように企業名に由来する町名と現在の社名

が一致しない例、または工場が撤退したまま宅地化する例も増えてきた。「地名の記念碑化」とでも命名したいところだ。福井県敦賀市には東洋紡にちなむ東洋町と呉羽紡績にちなむ呉羽町が近接しているが、呉羽の方は合併により東洋紡となっているので、呉羽町は記念碑地名となった。東京都日野市にはコニカミノルタ工場がさくら町(昭和43年。以前は大字日野)にあるが、これもかつての商標「さくらフィルム」にちなんだものである。北海道旭川市のパルプ町も国策パルプという旧社名にちなむもので、昭和15年(1940)に操業開始した工場にちなんで町名は昭和26年(1951)に設定されたが、その後は製紙業界の再編などで日本製紙の工場として継続している。道内特有の道路名と組み合わせて「パルプ町一条三丁目」などの表示が独特だ。

東京都府中市の日鋼町(昭和37年。以前は大字府中)は日本製鋼所の東京製作所に由来するが、ここは工場跡地に日本銀行分館や第一生命などが集まるインテリジェントパークとして面目を一新した。新潟県柏崎市の日石町(昭和41年。以前は枇杷島)は柏崎駅の北側に面した土地で、かつては日本石油の製油所があったのだが、現在は撤退して再開発が進められている。岩手県久慈市の川崎町(昭和47年。以前は長内町など)は企業地名らしくないが、川崎製鉄が砂鉄を原料とする製鉄所を建設したことにちなむ。ここは製鉄所が閉鎖された後に公募によって決まった町名であり、川崎製鉄(これも現在はJFEスチール)にお世話になったという地元の思いが込められているようだ。

いわゆる「空洞化」が言われて久しい日本で、今後も企業地名の記念碑化は進むだろうか。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地図の遊び方』(けやき出版)、『住所と地名の大研究』(新潮選書)、『地名の社会学』(角川選書)、など多数。2008～09年には『日本鉄道旅行地図帳』(新潮社)を監修、2009年にはこれに対して日本地図学会より平成20年度作品賞を受賞。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会評議員

土地家屋調査士 CONTENTS

NO.719
2016 December



表紙写真
「熱狂の舞」

第31回写真コンクール入選
藤本 絃一●山梨会

地名散歩 今尾 恵介

- 03 平成28年を振り返って
日本土地家屋調査士会連合会 副会長 加賀谷 朋彦
- 06 事務所運営に必要な知識
一時代にあった資格者であるために一
第53回 租税手続きの概要と流れを知る
東海税理士会浜松西支部 税理士 中野 和嘉
- 09 土地家屋調査士新人研修開催公告
九州ブロック協議会
- 10 平成28年度第1回全国会長会議
- 14 須坂基線
長野県土地家屋調査士会 会員 竹前 利一
- 18 愛しき我が会、我が地元 Vol.34
札幌会/愛知会
- 21 平成29年度明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内
- 22 平成28年度中部地籍研究会「研究発表会」
- 26 会長レポート
- 28 国民年金基金から
- 30 中国・九州・四国ブロック協議会合同研修会
- 33 土地家屋調査士新人研修修了者
関東ブロック協議会
- 34 公嘱協会情報 Vol.122
- 36 会務日誌
- 37 平成28年 秋の叙勲・黄綬褒章
- 38 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 39 GPS測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内
- 40 「俳句」で楽しもう
「ちょうさし俳壇」選者 深谷 健吾
- 41 ちょうさし俳壇
- 42 ネットワーク50
福井会/香川会
- 45 編集後記



平成28年を振り返って

日本土地家屋調査士会連合会 副会長 加賀谷 朋彦

日頃から、連合会の会務運営に対しまして、ご理解とご協力を頂いておりますことにまずもって感謝とお礼を申し上げます。

去る4月に発生した平成28年熊本地震で被災された皆様に改めてお見舞いを申し上げます。また、10月には鳥取県において地震が発生いたしました。この地震においても多くの被害が報告されております。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。さて、「1年を振り返って」というテーマですので、会務全般に関しての所感をお伝えしたいところですが、紙幅の都合上、主に私が担当している総務・財務に関する事柄について述べさせていただきます。

冒頭で、熊本地震、鳥取県における地震について触れさせていただきましたが、その他にも、昨年9月の関東・東北豪雨は、多くの建物が水没するなど大規模な被害をもたらしました。また、本年8月には台風10号により、北海道では20市町村、岩手県では12市町村に災害救助法が適用されるなど、近年、地震、水害等の自然災害の多発が大いに気になるところです。

現在、連合会では連合会大規模災害対策に関する規則に基づき、大規模災害対策基金の積立てを行い、その積立金をもって大規模災害により被災した会員及び調査士会が、その地域の復旧、復興に取り組むことへの支援を行ってまいりました。しかしながら、同規則では第1条に「災害救助法の適用される大規模災害発生時における…」と規定されているため、会員が被災しているにもかかわらず、同基金からの支出が難しいケースも見受けられました。近年においては、災害救助法の適用されない地域においても大規模災害が多発していることを鑑みると、災害救助法の適用されない災害に対しても柔軟な対応がで

きる必要があると思われま。ただ、災害救助法の適用されない地域においても、理事会等の協議を通して運用面で柔軟な対応をしてきたことは、付け加えさせていただきます。

併せて、同規則第13条において「基金の積立目標額は1億円とする。」と規定されているところ、現在の積立額は約1億5千万円程度となっており、既に目標額の積立ては達成しておりますが、大都市圏における直下型地震や広範囲にわたる巨大地震等将来起こり得る大規模な災害を考えると、発生した際には、同基金から多額の支出が予想され、それに備えた大規模災害対策基金の積立目標額を増額する必要があると思われま。

そこで、災害救助法の適用される大規模災害だけではなく、災害救助法の適用がない場合であっても、会員に甚大な被害が及んでいると認められる場合は、同法の適用の有無に係わらず、同規則を準用できるとする取扱いに変更する改正を行うこと及び積立目標額を増額する改正を行うことを連合会において進めているところです。

しかしながら、大規模災害対策基金は一般会計からの繰入れの他、会員又は土地家屋調査士会の寄附金によって成り立っているものです。本基金の趣旨をご理解いただき、引き続き、会員、土地家屋調査士会の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、オンライン登記申請の利用の促進について、ご案内のとおり昨年6月1日に法定外添付情報の原本提示省略の取扱いの運用が開始されましたが、それによりオンラインによる申請率は、わずかではありますが右肩上がりでも推移していると思われま。現在、法務省と「法定添付情報の原本提示省略」の取扱いについて協議を進めていますが、添付情報の真正に係る担保措置の確保について法務省から案を求め

られています。法定添付情報の原本の真正担保とオンライン登記申請の促進のバランスが重要になってくると考えられます。完全オンラインの実施に向けては、不動産登記令第12条、同第13条の改正が最終目標になってまいります。一つ一つ階段を登っていきながらオンライン登記促進を進めてまいりたいと思います。各土地家屋調査士会におかれましては、公文書偽造などにより、会員が懲戒処分を受けることのないよう、会員指導の徹底をお願いいたします。

続いて、各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について、各土地家屋調査士会からの照会・問合せだけでなく、個人会員、一般の方等から相当数の問合せがあります。それらは、電話、来館、メール、手紙等によるものとなりますが、土地家屋調査士会からの照会・問合せ等については、直接連絡を受ける連合会事務局において担当職員が対応し、事務局において起案した回答を基に、総務部メーリングリストで最終案を取りまとめる方法で対応しています。その中で、各土地家屋調査士会において参考になるとされる事例を中心に取上げて、「登録・会員指導等に関する照会回答事例集」に新たな事例として追加したものを作成して、各土地家屋調査士会へ一年に一度送付することとしております。

一方、先に述べました個人会員、一般の方等につきましては、その問合せにつき原則として連合会として回答することはせず、個人会員にあっては所属の土地家屋調査士会へ、一般の方については地元の土地家屋調査士会へ問い合わせさせていただくよう案内することとしており、併せて、該当する土地家屋調査士会へも問合せがあったことを報告しております。しかし、個人会員、一般の方等からの問合せの中には、所属の土地家屋調査士会、地元の土地家屋調査士会に問い合わせても、望んだ回答が得られず、連合会に問い合わせるケースが多く、中には、電話での問合せに多いのですが、30分、1時間以上と再三問い合わせるケースが見受けられ、事務局職員の事務の一時的な停滞、職員の精神的ストレスにつながるおそれがあり、非常に苦慮しているところ。難しい面も多々あるとは思いますが、連合会と各土地家屋調査士会と連携しての対応が必要であると思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、個人会員、一般の方等の問合せについては、問合せの内容によりますが、連合会が回答して解決しているケースもあることを付け加えさせていただきます。

次に、土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成については、各土地家屋調査士会の活動を通じて、全国的に均一化された良質な土地家屋調査士業務の提供ができる環境の整備等を図ることを目的として、平成26年から行っており、各土地家屋調査士会における会員数の多少による影響を考慮する必要があり、当面、平成28年度まで試行する予定とすることとして進めてまいりました。

平成28年度が試行の最終年度に当たりますので、会員数に応じた事業助成の対象となり得る土地家屋調査士会への影響を考慮して、平成29年度以降の方針について、理事会等で協議を行って、平成27年度第2回全国ブロック協議会長会同において、平成29年度以降の会員数に応じた事業助成の在り方について、各ブロック協議会での検討を依頼し、その結果について、平成28年度第2回理事会で当該ブロック協議会に所属する理事から報告を受け、その上で、連合会としては、会務運営(研修、広報)における環境の整備等を目的として、平成29年度以降も土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成を実施する方針として進めていきたいと思っております。

その方針につきましては、平成28年度第1回全国会長会議において説明をさせていただいたところです。会員の皆様には、本事業助成の趣旨をご理解いただきたく、よろしく申し上げます。

最後に、連合会と法務省民事局民事第二課との検討事項については、ご案内のとおり、双方が、当面の検討課題につき緊密な連携をとり、検討すべき各事項において双方の責任者を置き、最初に年度末までのスケジュールを決めた上で、具体的な協議を行い、年度途中において、重要な判断をする必要が生じた場合には、適時に関係メンバーを招集し、その検討を行っております。

一昨年も年度初めに協議を行い、同年度末に整理を行い、検討してきた結果を取りまとめ、それぞれが対応を行いました。

本年度も年度初めに検討事項の確認を行い、両者に各事項の責任者を置き、年度末までのスケジュールを決めて、具体的な協議を行っております。

検討事項について一部ご紹介しますが、表示登記関係では、「オンラインの利用促進について」(継続)、「技術的課題に対する検討について」(継続)、「登記所備付地図作成作業について」「国土調査法第19条第5項について」(継続)、「自然災害対応について」(継続)、「筆界特定制度について」は、申請適格の拡大、所有者不明土地を隣接地とする分筆の登記等を可能とするための本制度の活用、土地家屋調査士会ADRと本制度の連携、本制度創設10周年記念行事について等々、その他「登記相談の在り方」等横断的な事項についても意見交換、情報交換しながら協議を行っております。

法務省の筆界特定制度創設10周年の記念行事について、本年7月の「子ども霞が関見学デー」に、連

合会は制度広報の一環として広報部を中心に協力いたしました。

また、10月1日の「法の日フェスタ」においても「重ね図」コーナー、「測量体験」コーナーにおいて、これも広報部を中心に協力参加させていただきました。このイベントには、昨年の三倍以上の1,400名超の来場者があり、法務省と連合会の連系協力の賜物ではないかと思っております。

今後も、表示登記制度、筆界特定制度が円滑に進むことを目指して、双方とも綿密な協議を継続して行っていきたいと考えており、協議の内容についてその結果を、また場合によっては協議の経過を会員の皆さまへ土地家屋調査士会とおして、お伝えしていきたいと思っております。

引き続き、各土地家屋調査士会、会員の皆様の連合会会務へのご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。



事務所運営に必要な知識

—時代にあった資格者であるために—

第53回 租税手続きの概要と流れを知る

東海税理士会浜松西支部 税理士 中野 和嘉

土地家屋調査士の方々との連携

昭和58年9月税理士として独立開業して33年、相続の仕事も多く、現在までに700件を超える案件に関わらせていただきました。相続手続きを進めていく中で、遺産分割に伴う分筆登記などの基本的な業務から、現在は相続税財産評価通達が改正されて使われなくなりましたが、広大地評価で「分譲計画図案」や「その分譲計画における公共公益的施設用地の求積図面」などの作成でご協力をいただきました。

また土地評価の実務では、基本的なところでの悩みも多く、『登記簿地積と実際の地積に大きな違いがあったり』、『公図の地形と実際の地形がかなり異なっていたり』と、その度に土地家屋調査士の方々の意見や現況測量図(仮測量図)などを作成頂き、助けていただきました。

ところで、土地家屋調査士の方々と対話していると『税務申告においては法務局に永久保存される要件を満たす地積測量図等でないと通用しないのですか』との質問を受けることがあります。民事訴訟上は「訴訟の進行の迅速化を図る」目的で、また税務実務上も「人が答えるより資料が答える」との精神で、証明にまでは至らないが確からしいと推測させ得る資料(疎明資料)の活用は認められています。

この意味において土地家屋調査士の方々が作成する現況測量図(仮測量図)などは、法務局に備え置くレベルの地積測量図等でなくとも、申告時の証拠資料として、税務調査に際しても証拠力のあるものとされます。

今後、複雑化する税務実務において税理士からの土地家屋調査士の方々への疎明資料作成依頼は益々増加していくものと思います。どうぞよろしく願いいたします。

租税手続法関係を取り上げる

さて今回の寄稿依頼に対して、所得税法や法人税法、相続税法や消費税法などの租税実体法は、過去においてかなりテーマとして取り上げられているので、一番基礎的な、でも「知っているようでいてあまり知らない」分野をと考え、各税法の手続分野と国税通則法などを取り上げてみました。①申告義務のある人には ②確定申告をし忘れてしまったとき ③確定申告の申告内容を間違えたとき ④税務調査手続きの流れは ⑤国税不服申立制度(納税者の権利救済制度)については改正もありましたので、これらを取り上げ説明を加えることとしました。

【1】申告義務のある人には……。

(1) 給与所得者の方

給与所得者の大部分は、「年末調整」により所得税等が精算されるので確定申告は不要ですが、以下のいずれかに当てはまる人は確定申告が必要になります。

- ①給与の収入金額が200万円を超える人
- ②給与を1カ所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、他の所得の合計額が20万円を超える人
- ③給与を2カ所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と他の所得の合計額が20万円を超える人
- ④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械器具の使用料などの支払いを受けた人

(2) 公的年金受給者の方

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除額を差し引いた結果、残額のある人は確定申告が必要です。ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下

であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合には、確定申告は必要ありません。

(3) 自営業者等の方

不動産所得、事業所得、山林所得などの各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額に所得税の税率を乗じて計算した所得税額から配当控除額を差し引いた結果、残額がある人は確定申告が必要です。

【2】確定申告をし忘れてしまったとき

所得税法では毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得について、翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告を行い、所得税を納付することになっています。しかし、期限内に確定申告を忘れた場合には期限後申告として取り扱われます。期限後申告ですと通常の所得税のほかに、行政罰として申告書が期限までに提出されていないという事実に対して無申告加算税が、納税が遅れたことという事実に対して延滞税が課されます。

なお、税務署の調査を受ける前に自主的に期限後申告をした場合には、この無申告加算税が5%の割合を乗じて計算した金額に軽減されます。

ただし期限後申告であっても一定要件を満たすことで、無申告加算税が課されないこともあります。

【3】確定申告の申告内容を間違えたとき

法定申告期限後に計算違いなど、申告内容の間違いに気づいた場合は、次の方法で訂正してください。

(1) 納める税金が多すぎた場合や還付される税金が少な過ぎた場合

「更正の請求」という手続きです。この手続きは更正の請求書を税務署長に提出することにより行います。更正の請求書が提出されると、税務署ではその内容の検討をして、納め過ぎの税金がある等と認められた場合には、減額更正をして税金を還付することになります。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

(注) 平成23年12月2日以前に法定申告期限が到来する所得税については、更正の請求の請求期限は法定申告期限から1年です。

(2) 納める税金が少なすぎた場合や還付される税金が多過ぎた場合

この場合には、「修正申告」により誤った内容を訂

正します。修正申告をする場合には、次の点に注意してください。修正申告をすると、新たに納める税金のほかに過少申告加算税がかかります。

ただし税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税はかかりません。

【4】税務調査手続きの流れは……。

(1) 事前通知

税務調査に際しては、原則として、納税者に対し調査の開始日時、開始場所、調査対象税目、調査対象期間などを事前通知します。その際、税務代理権限証書を提出している税理士があれば当該税理士に対しても同様に通知します。なお、合理的な理由がある場合には、調査日時の変更を求めることができます。ただし、税務署等が保有する情報から事前通知を行うことにより正確な事実の把握を困難にする、又は調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、事前通知せずに税務調査を行うことがあります。

(2) 身分証明書の提示等

税務調査のため調査担当者が会社や事業所等に伺う際には、身分証明書と質問検査章を携行し、これらを提示して自らの身分と氏名を明らかにします。

(3) 質問事項への回答と帳簿書類の提示又は提出

税務調査の際には、質問検査権に基づく質問に正しく回答するとともに、調査担当者の求めに応じ帳簿書類などを提示してください。なお、質問事項に対し偽りの回答をした場合、又は検査を拒否した場合、正当な理由なく提示・提出の要求に応じない場合、偽りの記載をした帳簿書類の提示又は提出をした場合には、罰則があります。

(4) 帳簿書類の預かりと返還

調査担当者は、税務調査において必要がある場合には、納税者の承諾を得た上で、提出された帳簿書類などをお預かりします。その際には預かり証をお渡しします。またお預かりする必要が無くなった場合には、速やかにお返しします。

(5) 取引先等への調査

税務調査において必要がある場合には、取引先や雇用主などに対し、質問や検査等を行うことがあります。

(6) 調査結果の内容の説明と修正申告や期限後申告の勧奨

税務調査において、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していないことが判明した場合には、調査結果の内容(誤りの内容、金額、理由)を説明し、修正申告や期限後申告を勧奨します。ただし修正申告や期限後申告をした場合には、その修正申告や期限後申告に係る「再調査の請求」や「審査請求」はできません。ただし「更正の請求」はできることを説明し、その旨を記載した書面が渡されます。

(7) 更正又は決定の処分

納税者が修正申告や期限後申告の勧奨に応じない場合には、税務署長が更正又は決定を行い、更正又は決定の通知書を送ります。なお税務署長が更正又は決定の処分を行うことができるのは、原則として、法定申告期限から5年間です。ただし、偽りその他不正の行為により全部もしくは一部の税額を免れ、又は還付を受けた場合には、税務署長は法定申告期限から7年間、更正又は決定の処分を行うことができます。

(8) 処分理由の記載

税務署長が、更正又は決定などの不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、その通知書に処分の理由を記載します。

(9) 更正又は決定すべきと認められない場合の通知

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められない場合や、申告義務がないと認められる場合には、その旨を書面により通知します。

(10) 新たに得られた情報に基づく再調査

税務調査の結果に基づき修正申告書や期限後申告書が提出された後又は更正若しくは決定などをした後や、申告内容に誤りが認められない又は申告義務がないと認められる旨を書面により通知した後においても、税務調査の対象とした期間について、新たな情報に照らし非違があると認めるときは、改めて税務調査を行うことがあります。

[5] 国税不服申立制度の改正(納税者の権利救済手続きについて)

平成26年6月に、公正性の向上及び使いやすさの向上の観点から行政不服審査法の抜本的な見直し

が行われるとともに、国税通則法の改正により国税不服申立制度についても改正が行われました。改正後の制度は、平成28年4月1日以後に行われる処分に係る不服申立てから適用されます。

(1) 再調査の請求

(改正1：不服申立前置の見直し)

税務署長等が行った処分に不服がある場合には、納税者の選択により、税務署長等に対する「再調査の請求(改正前：異議申立て)を行わずに、直接、国税不服審判所長に対する「審査請求」を行うことができるようになりました。

【改正前】税務署長等が行った処分については、原則として、税務署長等に対する「異議申立て」を経なければ、「審査請求」を行うことができませんでした。

(改正2：不服申立期間の延長)

不服申立てをできる期間が、原則として処分があったことを知った日の翌日から「3か月以内」(改正前：「2か月以内」)に延長されました。

(改正3：(異議申立)から「再調査の請求」への名称変更) 税務署長等に対する「異議申立」が「再調査の請求」へ名称変更されました。

(改正4：標準審理期間の設定)

不服申立てをした方の権利利益の迅速な救済を図る観点から、不服申立てについての決定又は裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間(以下「標準審理期間」といいます。)を定めることとされました。これを受けて、国税庁・国税局及び税務署では、標準審理期間を次の通り定めています。

◆再調査の請求……3か月

◆国税庁長官に対する審査請求……1年

なお、標準審理期間内に処理することが困難であることが見込まれる事案については、個々の事情に応じて処理することとしています。

(2) 審査請求

国税不服審判所長に対する審査請求における主な改正のポイント

(改正5-1：証拠書類等の閲覧・写しの交付)

審理関係人(審査請求人、参加人及び税務署長等)は、審理関係人が任意で提出した書類等のほか、国税不服審判所の担当審判官が職権で提出を求めて提出された書類等についても、閲覧及び写しの交付を請求することができることになりました。

【改正前】審査請求人及び参加人は、税務署長等が任意に提出した書類等に関し、閲覧を請求することができましたが、書類等の写しの交付を請求することはできませんでした。

(改正5-2：口頭意見陳述における質問権の創設)

口頭意見陳述に際し、口頭意見陳述の申立てをした方は、処分を行った税務署長等に質問をすることができる旨の規定が創設されました。

(改正5-3：審理手続の計画的遂行)

担当審判官は、審理手続を迅速かつ公正に行うため、審理関係人を招集して、口頭意見陳述や証拠書類等の提出要求などの審理手続の申し立てに関する意見の聴取を行うことができることになりました。

(3) 訴訟

国税不服審判所長の裁決を受けた後、なお処分に不服があるときは、その通知を受けた日から6か月以内に裁判所に「訴訟」を起すことができます。

【6】まとめ

終わりに、今回は租税手続きの概要を簡単に説明してみました。全体の流れをまとめますと、①申告義務の有無の判定を経て、申告義務者を「期限内申告者」と「期限後申告者」に分け、②申告内容の正誤に応じ、納税者側の行為として過少申告のときは「修正申告」を、過大申告のときは「更正の請求」ができます。③同じく申告内容の正誤について国が行う税務調査等を通じて過少申告が発見されれば国側からの行為として「更正処分」がありますし、無申告者の場合は「決定処分」があります。④国側が行った更正処分や決定処分に不服がある場合には、税務署長ないし国税不服審判所長に対し「不服申立」ができます。⑤それでもまだ不服があれば、裁判所に「訴訟」を起すことができます。ただし④を飛ばして裁判所に訴訟を起すことはできません。

以上

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成28年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

九州ブロック協議会

記

開催日時	平成29年1月28日(土)午後1時	開始
	平成29年1月30日(月)午後0時25分	終了
開催場所	宮崎県宮崎市千草町15-8 「ホテルマリックス」 電話 0985-28-6161	
申込手続	受付期間 平成28年12月9日(金)～ 平成29年1月6日(金)	
受講対象者	申込先 所属する土地家屋調査士調査士会事務局 開催日において登録後1年に満たない会員及び未受講の会員 なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込先までお問い合わせください。	

平成28年度 第1回全国会長会議

平成28年度第1回全国会長会議が、10月12日(水)午後1時～午後5時、翌13日(木)午前9時15分～正午まで、東京ドームホテル地下1階オーロラにおいて開催されました。全体会議の後、4グループに分かれ、共通の議題に対して、1日目はグループ討論を、翌日にグループごとの報告が行われました。



1日目(12日 午後1時～午後5時)

1. 開会の言葉

連合会小嶋理事の司会の下、定刻どおり海野副会長の「開会の言葉」から会議がはじまりました。

2. 連合会長挨拶

林連合会長から「本会長会議ではなるべく多くの会長の皆様から意見をいただけるようグループ討論方式としました。現在策定途中である制度のグランドデザインにも反映することができるような会議にしてほしい。」とした趣旨の説明がありました。



3. 座長選出

座長には近畿ブロック協議会から兵庫会の岸本会長が選出されました。



4. グループ討論

4会場に分かれ、以下の内容でグループ討論を行いました。



- 【テーマ1】事務所調査の実施状況及び名義貸し対策の取組について
- 【テーマ2】受験者拡大及び入会後の支援体制について
- 【テーマ3】土地家屋調査士が行う広報活動について

5. 連合会からの説明及び質疑応答・意見交換

- (1) 役員選任規則第2条の2第1項の規定に係るブロック協議会ごとに選出すべき理事・監事の数について(金子総務部長)
- (2) 土地家屋調査士の会員数に応じた事業助成について(山本財務部長)
- (3) 土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について(戸倉業務部長)
- (4) 第13回土地家屋調査士特別研修の実施方針について(土井特別研修運営委員長)

以上につき説明があり、質疑応答・意見交換がなされました。

2日目(13日 午前9時15分～正午)

6. グループ討論報告

前日に行われたグループ討論について各グループの代表者から報告がありました。

報告者 第1グループ・青森会小林会長／
第2グループ・福岡会野中会長／
第3グループ・大阪会加藤会長／
第4グループ・神奈川会岩倉会長

※紙面の都合上、重複意見は省略し、主だった取組、意見のみご紹介いたします(順不同)。

【テーマ1 事務所調査の実施状況及び名義貸し対策の取組について】

- ・費用面がネックでなかなか対策が進まない。
- ・無資格者による申請が多すぎて防ぎようがない。
- ・違反があった場合、指導ではなく是正のお願いをしている(千葉会、栃木会)。
- ・名義貸しについて、測量会社勤務の土地家屋調査士に指導すると退社するが別の土地家屋調査士が入社し、いたちごっこが続く。
- ・事務所訪問を行っているが事前に通知をするため、訪問前に退会する会員も出てきている(過去にないほどの退会者)。3年間研修に出ていない会員も訪問することになっているため、研修会の参加率が上がっている。特に問題のありそうな会員を優先し、ケースによっては告発の準備を進めている(神奈川会)。
- ・会長始め担当役員3名程度で全事務所を訪問した。実態が把握できるので問題の会員がいた場合何らかの是正処置をした。
- ・疑わしい会員がいた場合、健康保険証、年金関係の保険証、事件簿、領収書請求書をもって会館へ来てもらい提示してもらおう。問題が発覚したら是正を求める。
- ・入会審査後に事務所へ訪問し、事務所の実態を調査する。
- ・土地家屋調査士法第3条業務を発注している官公署で、地積測量図の作成から分筆業務をコンサル会社へ発注している官公署に対して、弁護士を通じて警告文書を送った。
- ・土地家屋調査士が行うこと、補助者に行わせることができることの基準を示した非違行為対策委員会の答申書、それを受けての会の指針を参考としてもらうこととなった(神奈川会)。
- ・会員証の更新時期を統一して研修会を開催。受講した者には会員証を交付、欠席した者に対してはレポートの提出を課している(福島会)。
- ・法務局に本職でないと対応できないとしている(釧路会)。
- ・市から土地家屋調査士による代理人が来ないと立ち会わない等通知をして対応している(愛媛会)。
- ・CPDポイントを活用し、ポイントが少ない土地家屋調査士については事務所訪問し実態調査を進



めていくべきではないか。

- ・今後土地家屋調査士の高齢化により補助者任せの土地家屋調査士が増えてくることが予想される。免許更新制度も視野に入れて検討すべき。
- ・ある会では議員と勉強会をして、各行政機関に対してPRを行った。
- ・事務所の実情を取材し広報誌に掲載することにより抑止力が生まれるのではないか。
- ・調査権限をもっと強化、明確化して強いリーダーシップを発揮し指導していけるような規則の制定が必要。
- ・日調連の方策提言は大変有効な手立てと考える。
- ・事務所の外形的設置基準の検討について、資格の違いを認識してもらうことになるため検討が必要である。

【テーマ2 受験者拡大及び入会後の支援体制について】

- ・寄附講座、出前講座を行っているがなかなか収穫がない。
- ・東京法経学院と連携し、来年の一月に受験者・開業ガイダンスを行う(中部ブロック)。
- ・小中学生をグラウンドへ集め、子供に関心をもたせるため測量実習を行った。
- ・女性にもっと興味を持ってもらうため女性だけの座談会を行った(滋賀会)。
- ・受験者講座を行い、近年の合格者を講師にしている(釧路会)。
- ・後継者育成の観点から補助者研修を行っている。
- ・土地家屋調査士を理解してもらうために測量士補受験サポートを行っている。
- ・開業ガイダンスを行っている(釧路会、熊本会)。
- ・新人研修、中央研修について費用的、地域的な問題を何らかの会議で検討していければいい。開業数年してから再び研修の場を設けたほうがよい。
- ・単位会の新人研修について、人数の少ない会では新入会員よりも講師の人数の方が上回っている、年に数人しか新人がいない場合は研修を行わない会もある。ブロック協議会の新人研修会は新人同士が交流できる場という意味でも重要ではないか。今後新入会員が減っていくことも考えられるのでやり方を検討しなければいけないのではないか。
- ・新人測量研修を2泊3日で行っておりかなり充実している(長崎会)。

- ・入会しても業務ができない会員が目立つ。なるべく公嘱協会に入会させて業務の斡旋を行えばいい。
- ・新入会員のスキルアップに、筆界特定室で勉強をする場を設けることや、法第14条地図作成作業の見学や手伝いができないか。青調会と連携して人材を育成できないか。
- ・インターンシップを採用している(熊本会、埼玉会ほか)。
- ・必要だが費用がかかるという法第14条地図作成作業に参加してもらいベテランと新人で組んで仕事を学んでもらう(島根会、岐阜会)。
- ・開業融資を会で行えないかと検討をしている(釧路会)。
- ・引退したいがなかなかできない会員と新人土地家屋調査士が組んで、うまく引き継ぎができないかといった取組がある(神奈川会)。
- ・土地家屋調査士の名称をもっと分かりやすい名称に変更したらどうか。
- ・各地区で行っている登記相談の継続及びPR。
- ・土地所有者不在の管理センターを弁護士会と共同で立ち上げ社会的な地位の向上を図っている。
- ・未登記・未相続、空き家等の将来へつなぐための官公庁へのPRをしたい。

【テーマ3 土地家屋調査士が行う広報活動について】

- ・ポスター、ラジオCM、TVCM、広報グッズの配布等を行っているが成果が見えない。
- ・ジャンパーを作成(青森会)。義務ではないが着用させて浸透させないといけない。
- ・かなり多く費用をかけているがなかなか成果がない。
- ・本会の助成金で地方紙などに折り込みチラシを入れ、無料相談会の宣伝をしている会があった。参加者が増加したとの状況がある。
- ・大学で女性向け就職説明会を行った。女性もできる資格にしていかなければならない(栃木会)。
- ・地方のイベントなどに参加(広島会・福山バラ祭り、山梨会・信玄祭り)
- ・15～20分程度会長がTV出演して制度広報を行った(埼玉会)。
- ・地震の影響について自治体150名、法務局4名が参加する研修会を実施し土地家屋調査士の存在をアピールできた(熊本会)。
- ・県と市との災害協定を結んでいる(埼玉会、熊本会)。

- ・8系原点が東日本大震災による移動したことをマスコミで取り上げてもらった(長野会)。
- ・法務局の敷地に登記基準点を設置した(福島会)。
- ・各地の二宮金次郎像の緯度経度を測るイベントを行った(神奈川会)。
- ・測量機によりポケモンを探し出すイベントを行った。
- ・空き家対策について土地家屋調査士が主体性をもって活動する必要がある。
- ・市役所の封筒の裏に土地家屋調査士会の名前を載せPRしている。
- ・効果の実感が薄い事が各会共通だが、今の取組が重要であると考えてるので継続と充実を図りたい。
- ・国民全員に知ってもらうのではなく、各種団体(他士業)を通していくのが有益ではないか。
- ・法改正も叫ばれているが、まずADR認定土地家屋調査士を取得して頑張っていってからこそ次のステップに進んでいけるのではないか。
- ・普段の業務から土地家屋調査士の名前を名乗ることが重要、会員の意識改革が必要。

7. 意見交換・情報交換

(1) 法定相続情報証明制度(仮称)について(岡田副会長)

法務省と日本司法書士会連合会と日本土地家屋調査士会連合会が、この証明制度に関して、原則、週に一度協議会を行っている。法務省によると、相続登記の推進が第一義であり、また相続手続を受け付ける民間業界とも連携をとってこの証明書が使えるようにすること(相続が発生した場合、最初に相続人が訪れる傾向がある金融機関の窓口で、相続財産に不動産がある顧客に法定相続情報の利用と相続登記のすすめていただき、まず法務局という流れを作り出す。相続人にとっては、同じ書類を何度も取りなおす必要がなくなり、相続登記、その他の相続手続が簡便となる)が制度の目的であるとのこと。

(2) 所有者不明土地を隣接地とする土地について分筆の登記等を可能とするための筆界特定手続の取扱要領について(岡田副会長)。

3年ほど前から会長会議等で話してきたが、この10月から試行的に行えることになり、これについて取扱いの要領案ができた(要件は①土地の分筆登記等を予定している②隣接地の所有者の所在が不明であること③不明土地以外の筆界については調査測

量を含めて、確認済であること④土地家屋調査士又は調査士法人が申請人・代理人であること⑤申請人・代理人は事前に筆界特定登記官と事前準備相談を行うこと⑥申請人・代理人による意見書を提出すること)。またその中で、ADR認定土地家屋調査士の活用を盛り込めないかということで、意見書の中に認定番号を記入するようにし、「なお土地家屋調査士については法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であることを考慮するものとする」と明文化してもらった。現在2件の該当案件があるが、該当する案件があれば連絡いただきたい。

(3) 土地家屋調査士制度のグランドデザインの対応について(菅原副会長)

「制度の将来を考える会議」を現在5名で開催している。第1回の会議を9月5、6日に開催し、第2回を9月28日に開催した。第2回会長会議までにあと3回～4回開催し、それまでにまとめたものを示したい。また、土地家屋調査士だけではなく外部の方から意見をいただき検討を重ねていきたい。

以上につき説明があり質疑応答・意見交換がなされました。

8. 閉会の言葉

菅原副会長から閉会の言葉が述べられ平成28年度第1回全国会長会議は閉会しました。

終わりに

今回の全国会長会議ではグループごとテーマに基づき討論を行い、報告をするという形式で行われましたが、どのテーマについても土地家屋調査士が将来に抱える大きな問題であると感じました。土地家屋調査士法第3条業務に関する違法行為について、弁護士を介し告発を考えている会もあることに驚きました。土地家屋調査士制度がよりよいものになっていくため各土地家屋調査士会、連合会の今後の活動に期待したいと思います。

広報員 久保智則(長野会)

須坂基線

長野県土地家屋調査士会 会員 竹前 利一

日本地図作成に関わる歴史は江戸中期、伊能忠敬の天文観測、徒歩による測量で日本史上はじめて国土の正確な地図「大日本沿海輿地全図」を完成させたことは有名な史実となっています。

その後、明治期に入り現在の国土地理院の前身ともなる大日本帝国陸地測量部が海外の測量技術を習得し、より正確な精度をもった国土の地形図を完成させていくことについては、先の映画「剣岳『点の記』」により、地図の空白地帯を埋めるための命がけの三角点設置の状況を世間を知っていただけたものと思います。

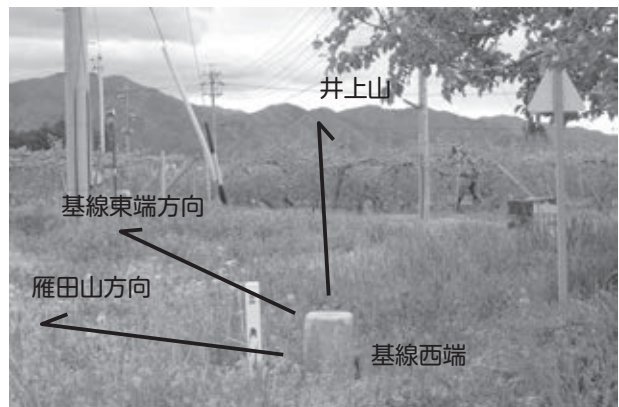
三角点間の距離は一辺と二角の三角関数計算により求められ、国土上に三角網を張り巡らせることができた訳ですが、ほとんどの場合、一辺は計算値であり「須坂基線」たるものは陸地測量部が最初に設置した2点の三角点間の実測線のことで、その最初に使う一辺となります。

これまで過去に地方新聞、長野郷土史研究会機関誌「長野」でも何度か紹介されてはきましたが、残念ながら一般市民には貴重な近代史遺産でありながら関心は集まらなかったようです。

基線は現在の国土に14か所(うち本州7か所)設けられましたが、両端基準点が現存している基線は、現在全国で数か所(山形「塩野原」、神奈川「相模野」3点のうち2点)しか現存していないことを知り、貴重な地元遺産であることに着目し、平成24年8月1日長野県土地家屋調査士会の主催で公開講座を地元須坂市にて開催し、本講座を機に須坂市、高山村に働きかけ「東端」・「西端」を史跡に指定していただくことができました。



東端写真

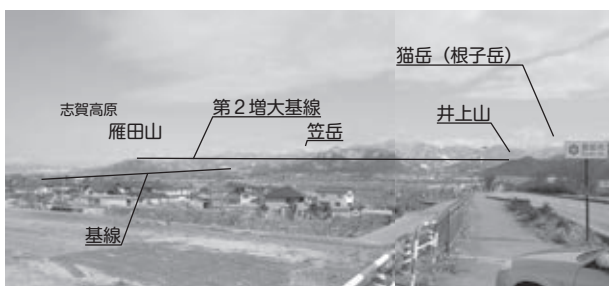


西端写真

東端 平成25年3月19日指定
所在；上高井郡高山村大字高井6305-4
西端 平成25年3月21日指定
所在；須坂市小河原2269-1

私が須坂基線を知ったのは本格的に測量を学習し始めた20代前半、測量の講師から出生地を聞かれ、長野県須坂市と申したところ「あなたの須坂には明治時代に日本地図作成のため三角測量の最初の一辺となる「基線」と呼ばれる実測線がある」と言われた処からでした。

その線長の観測方法は精度を保つため、約3km(須坂基線の長さは3,291.9120m)を直線に杭を設置し、杭間を高精度な基線尺(物差し)により日時を替え何往復もの観測を実施、平均二乗誤差を1mm程度まで追求し、更に誤差を百万分の一以内に納めた高度な



屋島橋パノラマ(西澤元美会員作成)

もので(とにかく精確を追求したということ)、時の技術の粋を集結した実測線であるというもので、現存することは大変貴重であると教えていただきました。

須坂基線を教えていただいてから既に40年近くが経過しておりました。その間五万分の一の地形図を眺めては「この辺りではないか」と平坦な場所にあるものと思い込み、約3 kmの三角点を地図上で探しておりましたが判らず終いで、探すことを中断してはまた時折思い出しながら地形図を眺める程度でした。

判らないはずで、東端・西端は地図が2葉に渡り、かつ傾斜地に存在していたのです。この間図書館に通っていたらもっと早く確認できた、と今更悔やんでおります。現在のようにインターネットが当時普及していたらもっと早く巡り逢っていたことと思います。

平成21年、長野県南牧村Ⅷ系原点設置の際ご指導・協力を頂いた国土地理院宮本純一氏に須坂基線についてお話しいただいたことが火種となり、長年の思いが仲間に伝わり公開講座へと発展することが出来ました。

この度「須坂基線」についての機会を頂戴しましたので、公開講座にあたり資料収集しました中からご紹介をいたします。

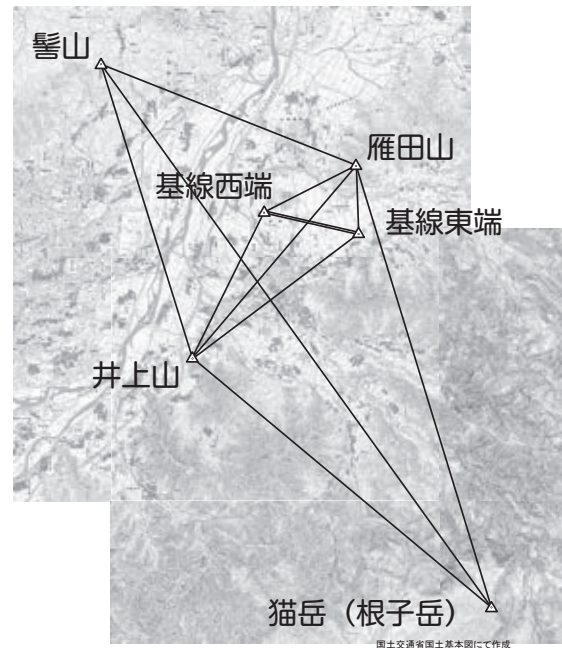
釈迦に説法かとは存じますが、三角測量は三角形の一辺と二角の要素があると残りの一点の位置が三角法により確定できることを利用します。精度を高めるため三角形の内角全測点を観測し限りなく180度にするために、当時も1秒の100分の1まで求めたと資料に記載されております。その三角形をつなぎ三角網を形成していきます。

一等三角点間は平均45 kmで、基線は三角測量に使う最初の三角形の一辺です。基線は高精度を保ちながら一等三角点間平均辺長まで増大する基となります。基線場として直線の長距離間をできるだけ平坦で且つ見通しのきく土地を選定し測線を設置します。

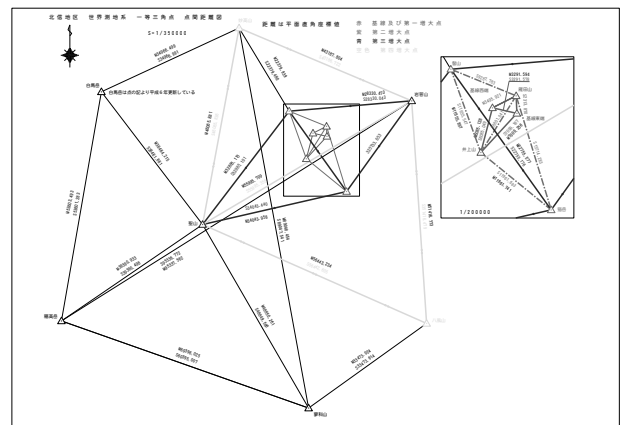
基線尺を使い3 km程の直線を正確に計測します。

その基線の両端には一等三角点が設置されます。

その基線を基に三角測量を実施して、第1増大、第2増大、第3増大と約3倍を目途に、三角形を造り一等三角点とし、一等三角点の点間を平均辺長まで増大し他方からの三角形に整合させます。日本では三角形の一辺が45 km程度になるように一等三角点を配置し、三角網を形成して全国をカバーしていきます。



国土基本図より作成



長野県北半分比較図面データ (西澤元美会員作成)



地理院19号図

現在では光波測距儀や衛星測位GNSSによりその測点間の観測が可能ですが、当時はそんな電子機

器が無い中、どれほどの労力、人材、国費を投じたことでしょうか。

大日本帝国軍陸地測量部(参謀本部測量局から明治21年独立して陸地測量部となる)は、日本の精確な地形図を作成するために明治15年から大正にかけて全国に一等三角点を配置しました。日本で一番最初に設置された相模野基線は、神奈川県相模原市と同座間市にまたがって明治15年(1882年)に、参謀本部が本格的な全国統一を目指した三角網第1の基線として設定されました。

基線は理論的には1か所で良いのですが、広範囲になると誤差が増え、その対策として国内では北海道から沖縄を含め14か所、明治44年(1911年)までに設置を終えました。その後、我が国が統治していた台湾、樺太、千島において更に計6か所設置されました。その内須坂基線は9番目明治29年(1896年)に設置されております。



一等三角点網図「基準点測量」表紙山海堂より

なぜ、この須坂のこの位置に基線場が設置されたのかという疑問

測量誤差が累積拡大しないよう誤差の防止法として200 kmごとに一等三角網のブロックを形成することで日本列島が14ブロックに分割しました。そのブロック毎に基線を設けるものとしたので美信三角網を形成するに、周囲の基線場、塩野原(山形県)、相模野(神奈川県)、三方原(静岡県)、饗庭野(滋賀県)とほぼ平均的な位置関係にある須坂近辺が良いとされたものと思われます。

また、基線の設置条件は、直線で3 kmから6 km、基線の傾斜は1度以内を最良とし2度半を目途に、基線場の地形及び地質については、堅硬なる地盤で畑地或は道路、基線路の地質は砂利を含み粘力が最も少ない処が良いと記載されており、「須坂基線」の線長は3,291.912 m、比高は94.59 m、傾斜は1度39分、まさに扇状地で設置条件に合致し、見上げると順次増大させていくに相応しい山並みが備わっている処と考えたものと思います。

基線東端、西端の現状について

東端一等三角点は道路改良にあたり国土地理院の最高基準点の認識があったためか、道路は緩やかな曲線でそれを避けて敷かれており、その内側の路肩縁に現存しています。そこには三角点の標識と高山村指定史跡(平成25年3月19日指定)の表示がされております。多少標石の角が欠けていますが位置精度は大丈夫のようです。標石から西端方向には果樹園があり全く視通はありませんが地図と周囲の地形から方向が判ります。左側(南)前方一次増大基線の井上山は、家屋の屋根にかかり直接は見えませんが僅か北方向に移動すると確認ができます。一方右手(北)にある雁田山は元在った頂部が採石場となり崩された為、昭和54年、同山後方山頂に移設されています。

基線西端は市道から数m果樹園の中に鎮座しています。こちらからも東端方向には果樹園があり全く視通はできませんが本点からは左に雁田山、右に井上山が見えるので東端方向が判ります。

東端・西端のある地域は現在、果樹園地帯で、主にリンゴ・ブドウが栽培されていますが、点の記から基線設置当時には大部分が桑園で一部ブドウ畑があったと記載されていて、作業の際には根元より伐採すれば足りると記載されています。現在、地形図上で線を結ぶと果樹園のほか旧集落から伸びた住宅が存在し、建物が15棟程が線上に存在しています。

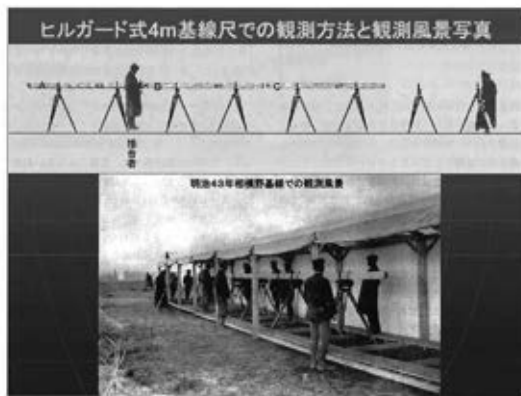
第二次増大基線は、長野市にある髻(モトドリ)山山頂と菅平高原上部の猫岳(通称子根子)で共に一等三角点です。本点から基本三角網となる聖山、岩菅山の一等三角点へと接続されています。

基線の設置作業及び観測の方法について

基線は三角測量の基礎なので精確な観測が必要で慎重な注意と操作により、誤差を100万分の1以内にする必要があります。

測距は陸地測量部で使用する基線測桿(ソッカ)

はアメリカの陸地測量部員ヒルガート氏の設計によるもので、接触式滑動測桿を用い測桿長4 m、測量の際には3個の測桿を使用して観測し移動をしていきます。測量に際しては、毎日午前2時より測桿を天幕内の三脚架上に設置し空気中にさらし30分から1時間ごとに温度を測定、測桿の温度と空気の温度と一致させ、日の出より観測を始めると記載されています。観測中には20分及び30分毎に温度の観測をし、測桿の伸縮を管理し、測量にあたっては経緯儀で両端、節点が一直線であることを確認しつつ、基線尺の温度補正や傾斜補正も行われます。基線測量によって得られる距離は斜距離で測定点間の水準測量を行い、高低差から標高の低い方を基準とした水平距離を求めます。基線の各部を測定時間帯(午前・午後)や進行方向を変えて測距します。最後に基線両端の経緯度の測定と近傍の一等水準点から水準測量を行い楕円体上の距離を求めます。



相模野基線ヒルガート式4 m観測風景(地理院)

須坂基線は基線路に西端から東端に至るまで32本の直線杭を設置しています。基線路の中央は幅2.5 mの広さに一直線に草木及び根株を取り除き突起物は均して2度半以内の傾斜にし、基線路は幅5 mの広さに堤等は開き、樹木は根から取り除き伐除し天幕を張り、及び脚架を移動する際には障害にならないように、更に基線路は幅10 mの広さに樹木を伐採し、凸凹を均し天幕及び脚架の搬送を容易にするために整備をする、とあります。軍隊の統率された力がないとここまでの作業は不可能と思われる程です。又三角点の視通に於いて山の尾根の樹木の伐採についても同様である、とあります。

基線測量に要する人員は、接合者1人、読定者1人、記簿者1人、定線者2人、その他12名、内訳は測桿前端後端に各1名、三脚架の高さを定める者1

名、配置する者2名、測桿を運搬する者2名、天幕の位置を定める者2名、機械器具を運搬する者2名、定線者に附属する者1名、その他若干名とある合計17人以上の大移動であることが判ります。

観測年月日は明治29年11月14日から同年11月20日まで、この間何回も往復測量し、結果3,219.9120 mを±0.00074 mの確率誤差にて観測を終了しています。尚、準備から後片付けの日数は81日間を要しています。

点の記について

一等三角点の記、基線東端、基線西端の設置当時を見てみると、現在の点の記と比較すると記載項目が多いことが判ります。設置当時の点の記には、観測し得る方向、観測すべき方向、規標の高さ、規標の敷地(面積)三角点までの順路、材料の準備の手段とその買額、造標にかかる傭人招集の手段その給料、作業に期間の宿泊地、食料、飲料水等の手配、障害の対応測量が不可能の季節等、作業全般について事細かに記載されています。備考欄には東端・西端の略図、基線設置にかかる障害物とその区間、三角点敷地の面積及び賃料が記載されています。

近年は長距離用の高精度光波測距気が開発され、昭和49年頃から三角測量から三辺測量に変わり、更にGNSSなどの測量技術が進歩し、現在では三角測量が行われることはありません。

ホームページにも「須坂基線」について紹介しています。また、長野郷土史研究会機関誌「長野」第107号にも紹介されています。また、東端の所在地である高山村の高山史談会発行(平成21年10月)には、東端に一番近い民家であった篠原保夫方が宿舎となり当時の言い伝えも紹介されており、インターネットで「基線」と検索すると結構な情報が得られます。国を挙げての国家政策、何がそこまで地図作りに走らせたのでしょうか、これからの地図作りはどう求められるのでしょうか、「世界測地系第Ⅷ系原点設置」から得た「須坂基線」となりました。“温故知新”

最後に、今回の本文作成にあたり平成24年8月1日長野県土地家屋調査士会主催の公開講座において収集、作成した資料のご提供、ご助言等ご協力を次の方々から頂きました。この場をお借りし厚く御礼を申し上げます。

国土地理院 宮本淳一 氏
長野県土地家屋調査士会 松本誠吾 会長
同会 西澤元美 会員

札幌会

『新選組生え拔きが小樽で死す』

札幌土地家屋調査士会 三浦 哲夫

「歴女」とは歴史が好きな女性で、好みは幕末が七割で戦国時代は三割という。2013年にランキングが発表された。10. 松平容保 9. 徳川慶喜 8. 勝海舟 7. 吉田松陰 6. 斉藤一 5. 坂本龍馬 4. 沖田総司 3. 高杉晋作 2. 大久保利通 1. 土方歳三である。ランクインした面々にイケメンが多いと思うのは、こちらの僻みだろう。ドイツの若い姉妹が、斉藤イノチと会津若松市に墓参する旅の様様をテレビで目にした。十人中、新選組は1と4と6の三人がおり、9と10は雇い主の立場なので半数が新選組の関係者ともいえる。壬生浪士組の名で十三名から始まったが、ほとんどが非業の死や病没した。しかし大正まで生き永らえた男が永倉新八である。6. の斉藤一も大正四年没だが上京後の入隊だ。新八は知る人ぞ知る人物なので、簡単に生涯を記してみたい。彼は松前藩士だが江戸で在勤する150石の嫡男として生まれる。八歳で竹刀をとり十八歳で本目録を受ける剣の天凜を示す。さらに腕前を磨くべく十九歳のとき脱藩して二十二歳で神道無念流の免許を得た。龍馬も土佐藩から命がけの脱藩をしたが、松前藩は剣の道は武士の本懐と大目に見てくれた。十三名の役職は局長が近藤ほか二名、副長は土方ほか一名、永倉はその下の副長助勤である。内部抗争のあと近藤を頭領とする一頭体制になった。有名な池田屋事件では永倉は近藤、沖田ら四人と共に正面から突入、二階には二十余名の長州藩士で溢れかえっていたが、永倉は四名を切り殺している。「今宵の虎徹は血に飢えている」は子供のころ流行ったチャンバラ映画の名セリフだが、蛤御門の変から新選組の役割が、警察から軍事活動へ移るにつれ、近藤の態度が平等である同志から部下を扱うように変質してくる。それらの不満からか永倉ら六名は会津藩主、松平容保へ切腹覚悟の建白書を提出した。容保の取り成しで和解したが、両者に溝が生ずる。当時の役職は、近藤局長、土方副長、沖田一番隊長、永倉二番隊長、斉藤三番隊長である。その後は長州

征伐から將軍慶喜の江戸への遁走と歴史は動く。すでに近藤の信望は地に落ち脱走兵があいつぎ、近藤もついに解散を受け入れた。永倉は自らの筆で、新選組の瓦解、と記している。永倉の才覚で軍資金を借りいれ、近藤をふくめた新たな新選組を招集し会津へむかう手はずを整える。しかし近藤は自分の家来にならなければ会津には行かない、とごねる。ついに両者の話し合いは決裂し別行動となった。そして近藤は官軍に囚われ、名誉ある切腹でなく早々に斬首の刑をうけた。その間、永倉は百名ほどの靖兵隊を組織したが、江戸城の無血開城となり、その前日、会津へむかう。途中、宇都宮の戦い、壬生の戦い、と常に抜刀隊をひきいて刀一本の大活躍をしている。会津若松の城下についたが、官軍がせまり町は大混乱、城も大門を閉じて入城できず。偶然に出会った幕府軍総督より米沢藩の救援の兵を指揮するよう懇願され米沢へむかう。しかし米沢藩は佐幕派と勤王派で対立し、徒に日々をすごすうちに鶴ヶ城は落城。失意のうち江戸にもどったが逆賊の身、勤王派に衣替えしていた松前藩になんとか帰参が叶う。そして藩医の杉村家の婿養子となり苗字を変えた。明治の代では新選組の名誉挽回に奔走し、明治21年に大久保利通の裁可で慰霊碑を建立。明治32年に小樽で薬局を営んでいた妻子のもとへ転居。そこで大正4年大往生を遂げ墓は小樽中央墓地にある。剣の腕前は「一に永倉、二に沖田、三に斉藤」と敵からも一目おかれていた。官軍が近代兵器で集団戦をとるなか、最後まで剣一本で戦い抜いたラスト・サムライの潔い面々が女性の心に響くのだろう。6. の斉藤は「るろうに剣心」のアニメや映画化でオタクとなったが、永倉はランク20にも入っていない。実力と世評のあまりの違いに、地味な土地家屋調査士のキャラがかぶるのは私だけだろうか。小樽の観光客の入込み数は800万人くらい、名所も沢山ありますが是非、新八を偲ぶコースもお勧めいたします。

資料は永倉新八が大正二年、小樽新聞の記者に語った「新選組顛末記」によるところが多い。



1. 新八が孫に剣術の稽古をつけていた水天宮の境内、参道の階段を下り小樽公園へ向かうと十分たらずで3の家があった。小樽港の全景が一望できる絶景のロケーションでもある。



2. 北海道開拓記念館が所蔵している大正2年撮影の新八の写真である。



3. 新八が暮らしていた家、葬儀もこの二階で営まれた。量徳寺のミニ資料館のご好意による。



4. 現在その家は取り壊されマンションが建っている、手前は小樽市役所。



5. 菩提寺の量徳寺にある記念碑。なお寺院のなかにミニ資料館があるのでお見逃しなきよう。



6. 新八と近藤勇の娘(山田音羽)の対面の地である。

愛知会 『ものづくり王国』

愛知県土地家屋調査士会 広報部長 藤吉 竜也

皆さんにとって「愛知県」のイメージってどんなですか？東京と大阪の間、新幹線で通過するだけ、大した名所、観光地も無く、なんとなく地味なイメージをお持ちじゃありません？ええ確かに他県からの来客に、ぜひお勧めの観光スポット、名産物を教えてと言われると大概の愛知県民はしばらく考えて、「うーん、まあ名古屋城かなあ、あとは手羽先とひつまぶしね」と答えるでしょう。(実際、他県の方が思っているほど手羽先とひつまぶし食べませんけどね)

そんな愛知県ですが絶対的に自信を持って他県に自慢できるもの、それは「ものづくり」です。愛

知県の製造品出荷額は全国約13%、35年連続日本一、事業所数は全国8.5%で第2位、従業者数は全国10.4%で第1位(平成23年度統計、愛知県HPより)と、まさにダントツ、ぶっちぎりのものづくり大国でございます。

まあ、確かにあの世界の「トヨタ自動車」の本拠地でありますから当然といえば当然ですが、愛知の「ものづくり」はそれだけじゃありません。日本列島の中央に位置し道路等の交通網が整備されており、古来より織田信長、豊臣秀吉、徳川家康など数々の戦国武将の故郷として優秀な人材の輩出をした土壌が

あり、第二次大戦下では軍需工場も多く、あの「零式艦上戦闘機」通称「ゼロ戦」を作ったりもしました。

戦前生まれの父(元土地家屋調査士)は戦時中に戦闘機の製造に携わった経歴があり、飛行機が好きでした。その影響で私も飛行機が好きで、少年時代は竹ひごとバルサ材でグライダーを作ったり、今では知らない方がほとんどだと思いますが、ラジコン飛行機の前身である「Uコン」を作って飛ばしてました。

私の事務所は名古屋市内にありますが、県営名古屋空港までは車で25分程です。中部国際空港ができてから名古屋空港の国際線ターミナルは廃止され、今では映画館、ショッピングモールが入った商業施設となりました。ちよくちよく家族で映画に行きますが、飛行場にくるとワクワクします。そう、ここは三菱重工の旅客機「MRJ」の本拠地なのです。(奇しくも名古屋空港は「MRJ」最大のライバル「エ



県営名古屋空港



三菱重工

ンブラエル」の機体を使用した航空会社「フジドリームエアライン」の本拠地でもあります。)

日本は大戦中、物資が不足している中で非常に優秀な飛行機を作り上げました。それは技術者達の才能と努力の結晶だったはずですが。戦後、GHQによって航空機の研究、製造が禁止され、7年後に解禁されました。その後、日本の航空機産業界はYS-11を製造しましたが、生産性の悪さ、営業力の乏しさなどで世界的なシェアを確保するに至らず、わずか180機を作るにとどまりました。やはり戦後急速に産業が発展していく中で7年のブランクは大き過ぎました。

GHQによってもたらされた空白の7年が無く、工場も破壊されず、技術者達が思う存分研究開発できていたら、今頃、世界の航空機産業界は大きく変わっていたのでは…

そういう想いで「MRJ」の試験飛行を眺め、いつか「MRJ」に乗って旅行をしてみたいという思いを膨らませています。

航空機産業は部品点数も多く、非常にすそ野が広い産業ですので愛知県を含め中部産業界はとても期待しています。

今は色々と細かなトラブルが出ているようですが、早急にクリアして一刻も早い耐空証明の取得、航空会社への納入を期待します。できればフジドリームエアラインも「MRJ」に換えてくれないかな。あー早く乗りたい。

ものづくり王国 愛知ばんざい



MRJ2号機

平成29年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)との協定に基づき、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れていきます。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度の活用をご検討ください。

出願要領

◎**出願条件** 出願資格(詳細は入試要項をご確認ください)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

(ア)明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者

(イ)日本土地家屋調査士会連合会(日調連)から推薦を受けられる者

推薦条件:土地家屋調査士を志望し、大学卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者

◎**試験科目** 面接のみ ※面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、可否を決定します。

◎願書受付期間等

A日程 受付は終了しました。

B日程 (1)願書受付期間…2017年2月20日(月)～3月3日(金)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)

(2)試験日…2017年3月16日(木)

(3)合格発表日…2017年3月17日(金)

※募集人員は20名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せください! 詳細をご確認ください。

入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)

または 明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116(直)

奨学金制度

本学が指定する語学及び簿記等の資格を入学前の3月末までに取得した者を対象に、入学年度の授業料を減免する奨学制度です。本奨学制度への申請は出願時から入学後の4月まで可能ですので、入学手続を完了した方にも受給のチャンスが広がります。

◎給付条件

入学年度の授業料を全額免除	入学年度の授業料を半額免除
実用英語技能検定準1級以上、TOEIC® 720点以上、TOEFL(iBT)® 78点以上、GTEC CBT1250点以上、IELTS5.5以上、日商簿記検定試験1級、宅地建物取引士資格試験(旧宅地建物取引主任者試験)のいずれかを取得した者	実用英語技能検定2級、TOEIC® 550点以上、TOEFL(iBT)® 57点以上、GTEC CBT1000点以上、IELTS4.0以上、日商簿記検定試験2級のいずれかを取得した者

※申請方法等については、明海大学浦安キャンパス入試事務室 047-355-5116までご連絡ください。

平成28年度中部地籍研究会「研究発表会」

日 時：平成28年9月23日(金) 13:30～17:00
会 場：ウインクあいち9階 901会議室(愛知県名古屋市)
主 催：日本土地家屋調査士会連合会中部ブロック協議会

中部ブロック協議会では、平成20年度から中部6県の各土地家屋調査士会に地籍研究会を立ち上げ、その合同研究会として中部地籍研究会を立ち上げている。毎年開催される研究発表会は中部ブロック協議会総会の翌日、総会参加者を対象に開催されていたが、今年度は一般会員にも聴講の機会をと、新たに日を設定し、利便性の良い名古屋駅近くの会場での開催とした。他ブロックからの参加者を含め92名が聴講した。

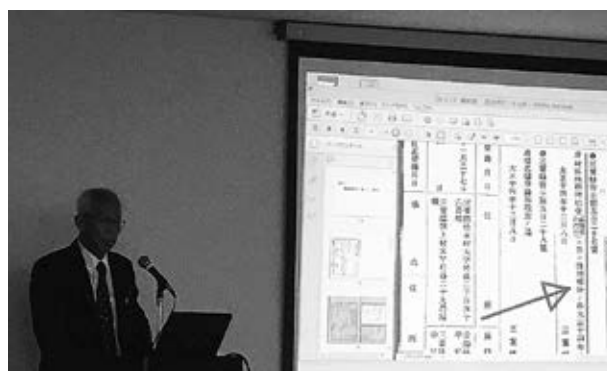
はじめに、中部ブロック協議会茶谷和裕会長より、中部地籍研究会は、各会においてそれぞれに研究を行い、研究員の方々は日々の業務の合間を縫って研究を続けている。毎年行っている貴重な研究発表を役員だけでなく、今年度は一般の会員の方々にも聴講いただき、今後も多くの会員に参加いただきたく願っていると主催者挨拶があった。

続いて、中部地籍研究会小野伸秋氏より、改めて同研究会の設立の趣旨説明があり、第1期として各会がそれぞれに作成した明治22年の土地台帳規則までの専門書は、筆界特定判断基準に有効に使われている。現在は第2期作業中であり「耕地整理事業」を中心として、各県ごとの事業の成り立ち、その特性について発表するとの説明があった。

研究報告1 「公図の本流について」

三重会発表者 境界鑑定・管理委員会 藤本幸也氏

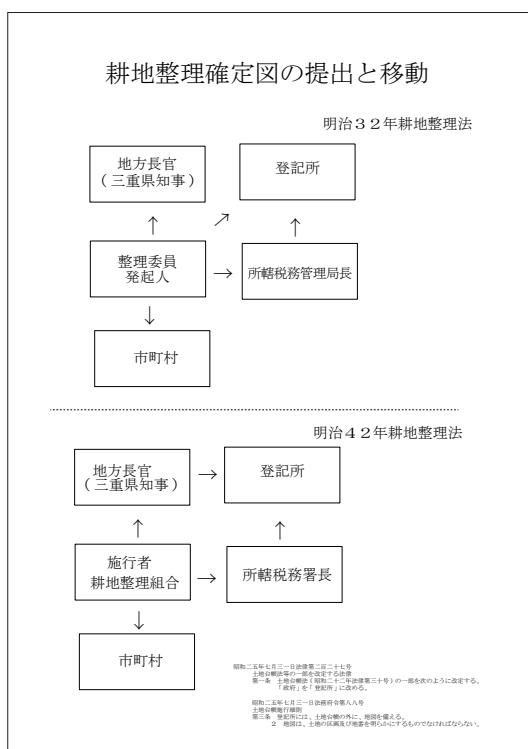
今年度『三重県の地籍Ⅱ』を5部門の章立てで発刊予定であり、その中の耕地整理について発表する。「公図は、図面に表記してある内容から様々な情報を得ることができる筆界特定のための基幹資料である(土地境界基本実務Ⅴ H18.7.31日調連発行)」



藤本幸也会員

とある。『三重県の地籍Ⅰ(平成22年度発刊)』では、公図の源泉という副題をつけ、公図がどこからきたのかを明らかにするという趣旨で進めた。第2巻でも同様のスタンスで、作成された時代を考慮しながら、取得できる情報の概要を示すこととした。

明治32年に制定された耕地整理法は、明治42年に法改正が行われた。三重県における旧耕地整理法・改正耕地整理法のそれぞれにおいて作成された耕地整理確定図が、昭和25年登記所に移管されるまでの流れを図式化し(耕地整理確定図の提出と移動)、それに沿って、地方長官とは、登記所という役所はどこにあったのか、登記簿の旧表題部の構成、税務署という機関、三重県の収税部から税務署新設までの沿革等を説明し、明治・大正の三重県広報から具体的な告示の紹介等も交えて、耕地整理確定図がどのような経路で登記所に公図として納まっていくのかを説明をした。



「耕地整理確定図の提出と移動」

研究報告2 「飛騨地域の耕地整理」

岐阜会発表者 境界鑑定委員会 老田利信氏

飛山濃水という岐阜県の特徴を表す言葉のとおり、北部は3,000メートル級の飛騨山脈をはじめとする山岳地帯、一方南部は濃尾平野で平地面積が広い。地形や気候が大きく違う北部の飛騨地方と南部の美濃地方では、耕地整理事業にも、農地の少ない北部は山の開墾や何キロメートルにも及ぶ水路の掘削等を行うもの、南部は豪雨時の排水不良等に役立つものと同じ岐阜県でも事業に特色がある。

一般的には耕地整理法は明治42年以降を指す。



老田利信会員

明治32年に制定の旧耕地整理法では、散らばった農地を一つにまとめる、悪い形状を耕作しやすくする、溝渠・道路の直線化等が行われたが小作料の増加は低かった。農地の拡大のためには、灌漑用水の設備・工事が必要であり、改正により、開墾・地目変換・造作工作物の管理・暗渠排水等事業を行うとし、また、耕地整理組合の設立を認めた。

岐阜県の耕地整理事業は、旧耕地整理法制定以前から行われていた。幕末の嘉永2年(1849年)、明治2年(1869年)に美濃地方において大地主による耕地整理事業は、排水不良に役立った記録が郷土史にある。法制定後も積極的に取り組んでいた。

発表者の地元の下呂市宮田地区で大正3年に計画された耕地整理事業について、現在の写真、航空写真、耕地整理前・整理後の絵図、閉鎖登記簿、公図、現況図、それらの重ね図等を交え解説した。

研究報告3 「福井県の耕地整理」

福井会発表者 公図研究委員会 片岡弘章氏

始めに、機関車やトロッコを使用する耕地整理事業光景のめずらしい写真の紹介があり、『福井県土地改良史』から、福井県における耕地整理事業は明治32年の法制定前の明治29年、31年には耕地整理が始まっていたこと、耕地整理と土地制度の形成に関する年表を示した。『福井県史』から、明治34年～大正10年の耕地整理状況一覧では、現在県内の平野部で測量による土地の増加面積割合いわゆる縄伸び率と同等の値が出ていることを確認できる資料の紹介。また、福井県内務部大正6年発行の『福井県耕地整理要覧』からは、測量作業規定、測量方法、測量機器、許容誤差、精度などに関する規定、その



片岡弘章会員

他筆界に関する事項等、具体的な対応が記載されていたこと等、歴史的資料の調査報告をした。

福井県では、耕地整理事業後に土地改良事業が行われていることが多く、耕地事業のまま残っている水田はほとんどないが、事業区域内で市街地となった場所に耕地整理の公図が利用されている地域がある。

大正時代の耕地整理における宅地整理では、法務局・福井市保管の資料と空中写真をもとに、耕地整理の換地処分によって区画ができ、その確定図により現在の公図が出来上がっている事例を示した。その集落が保管する耕地整理組合換地確定図からも大正時代に換地されたまま存在していることが確認できた。耕地整理は宅地には適さないものとなっているが、明治35年、東十郷村長屋の総代は集落の利便性向上のため自ら長屋耕地整理組合長となり事業を実施したとの石碑が残っている。集落内で耕地整理をしたことにより、通常取らない手法で整備したことが、集落が保管する資料、当時の土地所有者で、その後土地改良区理事長を務め、耕地整理時代のことも地元の先輩方に教わったという85歳で現役農家である男性からの話や、現地での測量・調査によりわかったと現況写真も交え報告した。

研究報告4「石川式について」

石川会発表者 業務部長 保科知彦氏

耕地整理法制定前の明治21年には石川郡安原村の田区改正(石川式耕地整理)が行われており、石川県が耕地整理発祥地といわれる所以である。『田と田の間に用水を造り、川上に「アテエ」という水の取入口を、川下に「ヲチエ」という排水口を造ることで、田に均等に水が入り、よどみなく排水できる』とあ



保科知彦会員

り、「石川式」と呼ばれ、この方式が耕地整理の方法として全国に奨励された。石川県石川郡誌にある安原村田区改正図や、事業を行った高多久兵衛の曾孫の方が所蔵されている縦2.5m横幅1.2mの掛け軸状にした田区改正前之図・改正後之図を写真で紹介、また、高多家所蔵の全図縮尺1/600と字ごとに切り分けた図は、まったく同じものが法務局閉鎖公図となっていることを紹介した。

石川県土地改良史では『測量技術や計画法線の出しかたについて、記録は見つかっていないが、石川郡誌によれば測量器具は旗、竿、巻尺で直角は3・4・5の方法を利用し、これで計画区域の杭打ちを行って、高低測量は平らな材木と大工用の水準器を用いた。久兵衛は測量技術を伝承して、その人たちは「算者」と呼ばれ県内外の設計指導にあたったとされている。どの村にも簡単な測量が出来る技術者がいたと推測される。』とあり、確定図にあった丈量人署名の筆跡からは、誠実で几帳面な人柄であることが伺えた。

研究報告5「富山の耕地整理」

富山会発表者 業務部長 平田稔氏

富山県で最初に田区改正が行われたのは、明治28年金尾村で、耕地整理法制定前のことであった。事業についての資料が金尾公民館に保管されており、今回研究のためということで資料を借り、写真を撮り分析、解読を試みた。

『農事視察要覧』によると、富山県庁構内に富山縣農會があり、明治26年の創立にして県内八箇群農會を以って組織し、下は二百六十九箇の町村農會を指導し…と早くから組織ができており、農會が中心となって耕地整理調査が行われたとある。

『大正9年富山縣耕地整理及開墾要覧』や『富山県土地改良史』からは、金尾村田区改正は、金尾村が



平田稔会員

洪水の常襲地で、明治27年、常願寺川が氾濫して白石川が決壊し、金尾村の水田が壊滅的な被害を受け、その災害復旧のため、石川県高多久兵衛の田区改正を参考にして、この事業が県内土地改良の先鞭となって行われたと記されている。

その他たくさんの資料を①田区改正前・地租改正等、②田区改正・改正耕地整理前、③改正耕地整理後に分類したものを書証として列記した。

研究報告6 「都市部の耕地整理について」

愛知会発表者 あいち地籍研究委員会 船間章慎氏

名古屋市に代表される都市部の耕地整理の特徴は、本来農地として整備する街区の中に水路が元々設置されていない。また、農道にしては幅員が広い道路があり(10数m)、農地整備ではなく宅地供給が目的となっているような耕地整理がみられることである。時代背景から考え、都市部への人口集中による宅地の不足と名古屋市域の拡大が基盤整備の終わっていない周辺部にまで及び、本来と異なる目的で名古屋市内の耕地整理は行われてきた。

耕地整理法の変遷を今一度として説明された。明治32年小作人の労働生産性向上を目的として制定された旧法は、①交換分合による農地の集約、②区画の整形化と広大化、③道路の直線化等による通作の便の改良。事業主体は地主の共同事業であり、小作料の増大につながらず、地主の理解は得られず広がらなかった。①②③に限られた耕地整理法には限界があったため、明治38年「灌漑排水改良」を追加した。改正前の6年間(明治33～38年)の事業実施は28,737町歩であったが、明治38年改正後は、毎年30,000町歩を超える事業が実施されてきた。明



船間章慎会員

治42年、灌漑区域を増やし、更なる収益増大を見込む必要があり、耕地整理法が改正された。新法では「開墾、地目変換」を追加。また、事業主体が地主の共同事業だけでなく、耕地整理組合の設立ができるようにした。大正3年、陸地だけでは限界があり、水辺を耕作地にすることで更なる収益増大を目指し「干拓、埋め立て」を追加した。

『名古屋の区画整理の特質(上)石川栄耀^{いしかわひであき}著作』を紹介。名古屋市内の耕地整理組合は戦前市内で設立された33組合中、下之一式耕地整理組合のみ農地整備として設立され、その他32組合は宅地開発目的の耕地整理だったとされている。

大正8年に土地計画法(旧法)が制定され、土地を宅地としての利用を増進するため、耕地整理法を準用して、土地区画整理事業が始まった。耕地整理法の昭和6年改正(新法)により耕地整理と土地区画整理が明確に分けられた。名古屋市内では耕地整理ができなくなり、以後土地区画整理が行われてきた。

名古屋市内の耕地整理として東郊耕地整理と城東耕地整理を紹介した。

まとめ

中部地籍研究会は、筆界特定要素となる土地法制の資料を収集・解読し、筆界判断の情報を整理する専門書として、現在6会がそれぞれに第2版の発刊に向け取り組んでいる。

土地家屋調査士法第25条第2項には、「調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。」とうたわれており、それは、法務局に備えられた地図の作成された経緯が県によって相違しているからであり、そのため各県においての地図に関する考察が必要となってくるのである。

このような試みが全国に広がり、全国各地域における「筆界特定要素となる土地法制等の資料収集及び筆界判断基準の専門書を作成する研究会」を法務局・地方法務局と土地家屋調査士会の連携により設置し、不動産登記制度の発展と筆界特定制度の更なる充実を図ることを研究会は目的としているということである。

広報部次長 上杉和子(三重会)

会 長 レ ポ ー ト

R E P O R T

10月16日
～11月15日

10月

16日、17日

第33回中部ブロック協議会親睦ゴルフ岐阜大会
ロワジールホテル大垣において開催された前夜祭に先立ち開かれたブロックの会長会議にも出席し、新人研修の開催方法や中央研修所構想の必要性等の意見や要望を聞く。久しぶりに中部ブロックの仲間と会うことができ、なんとなくホッとする。翌日は、関ヶ原カントリークラブでのゴルフ大会に参加。

19日、20日

第10回国際地籍シンポジウム

二年に一度の国際地籍シンポジウムも10回目を迎える。今回は、台湾の台中市において開催された。岡田・海野副会長、小野常任理事、山口・山谷・藤井理事、宮嶋・山中・西村研究員、堀江事務局長とともに代表団として参加。連合会も三部門全てのセッションで発表した。この国際地籍シンポジウムには、いろいろな意見もあるが、行って初めて分かることもある。公式参加の私たち以外にも四国や九州などから多くの会員の参加があった。次回は日本での開催となる。

25日

第12回土地家屋調査士特別研修 基礎研修の開講式収録

土地家屋調査士特別研修に関しては、次回から実施方法も大きく変わる。こちらも新人研修同様、更なる具体策を検討しなければならない。

第2回監査会(中間監査)

監事から、通常の業務監査に加えて事務局が多くの時間を費やしている苦情電話対応の対策等についても貴重な意見をいただいた。

26日

全調政連・第1回幹事長会議

全国土地家屋調査士政治連盟の初めての試みである全国幹事長会議に出席し、挨拶の中で、連合会の現状や取組についてお話しさせていただいた。豊田俊郎参議院議員、千葉景子元法務大臣がそれぞれの立場で講演された。政治連盟の存在は制度発展に不可欠であり、会員数増加への協力・政策要望等、更なる連携が必要である。

28日

参議院議員増子輝彦「増子輝彦東京後援会『ニュー政治経済研究会』2016年第7回勉強会」

増子議員ニュー政治経済研究会勉強会に横山全調政連会長と出席。増子議員は民進党土地家屋調査士制度推進議員連盟の会長代行を務めていただいている。日本経済の直面する課題についての講演があり、拝聴させていただいた。

元連合会常任理事 早川卯一先生のお別れの会

元連合会常任理事で新潟会の故・早川卯一先生お別れの会に出席。開会に当たり、連合会を代表してお別れの言葉を申し上げる。お仲間の皆様のお話しでは、早川先生は自己の事務所を犠牲にしてまで会務に尽力されたとのこと。制度の発展をお見守りいただきたい。これまでのご尽力に感謝するとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

11月

6日

盛山正仁君を励ます会

神戸ポートピアホテルにおいて開催された、盛山正仁法務副大臣を励ます会に、岸本兵庫会会長、津村兵庫政連会長はじめ役員の方々と出席。盛山副大臣は土地家屋調査士制度に大変ご理解をいただいている方のお一人であり、日頃のお礼と更なるご理解、ご指導をお願いさせていただいた。

9日

土地家屋調査士国民年金基金との打合せ

加賀谷・海野各副会長、金子総務部長、山本財務部長とともに出席。土地家屋調査士年金基金は、合併・全国基金設立の動きの中で、複数の選択肢からの選択を迫られている状況であるため連合会との意見交換を行った。

東京法経学院の対応

東京法経学院の立石社長と小林編集長が来館され岡田副会長と対応。同学院は土地家屋調査士資格受験校として56年の歴史があり、多くの合格者を輩出されている。受講生の紹介等の連携を締結しているブロック協議会もあり、お礼を申し上げた。

14日

黄綬褒章をお祝いする夕食会

秋の黄綬褒章を土地家屋調査士として受章された8名の皆様をお祝いする食事会を開催。土地家屋

調査士においては、30年以上の業務歴と会の役員として永年にわたり、業務と制度の発展にご尽力された方に授与される。ご本人にお祝いを申し上げるとともに、支えていただいた奥様に感謝の意を申し上げた。引き続きのご理解とご指導をいただきたい。

15日

秋の褒章伝達式への参列及び民事局長への表敬訪問

法務省大会議室において開催された、黄綬褒章受章伝達式に出席。受章された皆様方の緊張の中にも晴れやかなお姿は何度見てもいいものだ。皇居での陛下拝謁の際には、偶然にも紫綬褒章を受章されたりオ五輪の金メダリスト全員と一緒だったとのこと。心に残る晴れの日だった。その後、受章された皆様とともに小川民事局長を表敬訪問させていただいた。

いずれ訪れるリタイアの時のために

長野会 金田 政孝

今年還暦を迎えた私は、土地家屋調査士事務所を開業してからまもなく30年が経過しようとしています。私が開業したのは長野県の一番南の地方都市、まだバブル崩壊前の、世の中が何故か明るく感じた頃でしたが、開業間もない新米土地家屋調査士がバブル景気の恩恵に浴することはありませんでした。それでも若かった故、無理もできたのでしょうか、「スピードこそ生命だ!」とばかりに繁忙時は徹夜も厭わず、夢中で仕事をした開業当時は懐かしく思い出します。

さて、開業して4年程たった平成3年の秋のある日、当時、事務所で机を並べて一緒に仕事をしていた女房から、同年に開設された国民年金基金への加入を持ち掛けられました。国民年金基金が開設されたことは自分も承知はしていましたが、あまり積極的になれなかったのを覚えています。当時、自分もまだ若く、また、今では考えられない程の高い金利水準の時代であり、10年も預けておけば元本の倍くらいのお金が返ってくるという金融商品も存在した時代でした。「老後は年金のお世話にならずとも暮らせるくらいの蓄えは残してやる。」くらいの意気だった気持ちを持っていたのだと思います。ところが、そんな意気だった自分の考えとは逆に、女房は「自営業のあなたは仕事をやめたとしても退職金も無く、これから先も今と同じように仕事ができる保証はどこにあるの…。第一、人は歳をとるものなのよ。お金を捨てる訳ではないのだし、現役を退いた時のことを考えて基金に入りましょう!」とのこと。その女房の言葉に押し切られ、夫婦共々加入。国民年金基金が開設されて4か月後の平成3年12月の事でした。

その後、仕事は山あり谷ありながらも大過なく経過し、事務所を兼ねた自宅を建築することもでき、3人の子供にも恵まれました。それぞれが人生の節目として象徴的な出来事ではありましたが、日々の生活を振り返ってみれば、自宅兼事務所を建築する際の借入金の返済、補助者の給料を含めた事務所の運営資金、子供の成長に従って膨れ上がってくる教育費等、稼ぐお金は右から左状態であり、確かに働き甲斐はたっぷりとありました。現在、3人の子供の内、就学中の



子供は一人だけとなり、子育てもあとひと踏ん張りというところまで辿り着きました。人生の中で最も多くのお金を必要とする時期をやり過ぎてきた訳ですが、還暦を迎えた今年の4月に国民年金基金の掛金も滞りなく払い終え、年金が支給される65歳からの受取予定額も国民年金基金から示されたところでした。

もちろん、国民年金と国民年金基金から支給される年金だけで生活するのは無理であることは承知しています。ただ、年金として支給される金額が明確となりますから、自分の老後の生活のために必要となる月額ないしは年額を設定して、後は不足する部分を他で補填することを考えればよい訳であり、自分の晩年の生活設計も立て易くなります。現在のように超低金利の時代であれば尚更だと思いますが、自分が何歳まで生きるか…という不確定要素はあるものの、国民年金基金は優れた金融商品という捉え方もできると思います。掛金を納付してきた25年の間には、国民年金基金の掛金の捻出が瞬間風速としてはきつい時もあったかもしれませんが、しかし、国民年金基金の掛金の払込みを借金の返済に見立てれば、「貯金はできなくても借金は返せる」ということではなかったのかと思います。また、掛金の全額が所得控除の対象となることも事務所を経営するうえでのメリットとなりました。

かつて女房が言っていたとおり、私も齢を重ね、現実においを実感する歳になりました。女房から国民年金基金への加入を持ち掛けられた35歳の自分は、歳

をとるといふ実感が持てず、先に書きましたように意気がった考えを持っておりました。リタイアした後の生活防衛策の一つとして、女房は国民年金基金への加入を勧めてくれた訳ですが、こうして今還暦を迎えた私が思うことは、国民年金基金に加入してて本当に良かったということです。あの時、国民年金基金への加入を強く勧めてくれた女房には大変感謝して

います。

誰にもリタイアの時はいずれ訪れます。国民年金基金へ未加入の皆さん、「国民年金基金に入っていて良かった。」と語るリタイアの日がそう遠くない土地家屋調査士の言葉に耳を傾けていただき、リタイア後の生活防衛策の一つとして、国民年金基金への加入を検討してみてもは如何でしょうか。老婆心ながら…。

基金にご加入のみなさまへ

こんな時にはお手続きが必要です

① **氏名・住所が変わられた時**

控除証明書や源泉徴収票など、基金からの郵送物がお届けできなくなります。

② **掛金引落とし、または年金受取り口座を変更したい時**

お手続きには2ヶ月ほどお時間がかかりますので、お早めにお手続きください。

③ **ご加入者がお亡くなりになられた時**

一時金の有無に関わらず、死亡届のお手続きが必要となります。

④ **厚生年金になられた時**

厚生年金になられた場合、加入資格喪失となり、基金を続けていただくことはできません。

⑤ **国民年金本体を免除にされた時**

国民年金本体を免除申請されると、加入資格喪失となり、基金を続けていただくことはできません。

⑥ **国民年金本体を繰上げ受給された時**

国民年金本体のお手続き後、基金にもお知らせください。

上記の届出用紙については、当基金までお問い合わせいただくか、国民年金基金ホームページ（www.chosashi-npf.or.jp）からも用紙をダウンロードできます。

お手続きは
お忘れなく

土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル

0120-145-040

（平日 9:00～17:00）



1月がお誕生月のみなさま
翌月になると掛金が上がってしまいます。

1月13日までが
ご加入・増口のチャンス！

中国・九州・四国ブロック 協議会合同研修会

平成28年9月16日・17日に岡山県岡山市の『ピュアリティまきび』にて、日本土地家屋調査士会連合会『中国・九州・四国ブロック協議会合同研修会』が開催されました。この合同研修会は、自由闊達に発言できる場の提供や内部講師の育成を目的とし、平成26年9月に九州・四国ブロック協議会合同研修会が九州ブロックの担当となり福岡市で開催され、第2回は四国ブロックの担当となり愛媛県松山市で開催され、今回が3回目の開催となります。

2日間で中国ブロック76名、九州ブロック22名、四国ブロック57名の計155名(いずれも延べ人数)の会員が出席し、各ブロックで1コマずつ研修内容を企画し、土地家屋調査士の今後の取組について議論が交わされました。

■はじめに

合同で研修を行うのは、九州ブロック協議会の谷口正美会長(鹿児島会・平成26年当時)が、四国ブロック協議会の会長らに発案して実現。その様子を耳にした中国ブロック協議会も参加を表明し、3ブロックによる開催となりました。

開催地となった中国ブロック協議会の賛川清会長は『この研修会は土地家屋調査士が土地家屋調査士のために行う研修会で、自由に大胆な発言ができる場となっています。内部講師の育成も重要な課題ですので、しっかりと参加者同士で親睦を深めて情報交換をしていただけたらと思います。』と挨拶され、研修会が始まりました。

■香川会の取組

香川会の横井靖司会員・久保利司会員・山上和彦会員が、『香川会の取り組み～大学寄附講座・筆界特定事例研究会・司法修習生の研修等～』と題し講演されました。

香川会では、香川大学で平成22年から毎年寄附講座(年15回)を実施されているようで、現在、7年目を迎えるとのことでした。受講者は全体の生徒の3割程度の120名が受講されているそうです。特に興味が湧いたのは、講座の後半で、学生に所有者役をしてもらい境界問題のロールプレイをしているようで、それを経験することによって、土地家屋調査士のたいへんさを分かってもらえるとのことでした。講座に関しての質問が寄せられるそうですが、中には難しい内容の質問もあり、生徒が関心を持ってきている事が伺えてやりがいを感じるそうです。

寄附講座を始めて、受講者の中から毎年1、2名が土地家屋調査士の試験を受けてくれており、今まで2名の合格者が出ているとのことでした。このような取組を各ブロックや各单位会で実践し、広がっていけば受験者増加に貢献できるのではないかとのことでした。

香川会の皆様は、この寄附講座を実施するにあたり、以前より寄附講座を実施している京都会や愛媛会から情報提供をしてもらい、寄附講座のノウハウを学んだそうです。

驚いたのは、この寄附講座が始まるきっかけは、香川大学の方と懇親会の席での雑談で始まったとのことでした。人と人の繋がりがいつ何処で始まるかわからないので常日頃から意識する必要性を感じました。



受付の様子



賛川会長



横井会員

四国ブロック最後の報告では、『境界問題相談センターかがわ』のPR動画を作成したとの報告があり、どのような段取りで動画が作成されたのか等の説明がされました。2分程度の動画でしたが、作成秘話も話されており、監督を含めほとんどが自前でされていたことに驚きました。この動画の記事が、いつか連合会の記事として取り上げられることを楽しみにしております。

最後に、各ブロックの取組を発表する場面があり、取材のみの参加の予定でしたが、私が中国ブロックの取組を話させていただき、私が所属している支部で実施している出前授業をするに至った経緯や現状の報告をさせていただきました。

九州ブロックからは、長崎会の船津学会員から所属支部の出前授業の実績報告や、出前授業に行った学校の生徒で、土地家屋調査士事務所へ就職希望の生徒さんがいる場合、支部で就職先を手配されているとのことで、きちんとアフターフォローまでされていることに驚きました。

■不動産登記法等の改正から10年が経過した今

長崎会の松本忠寿会員が、『不動産登記法等の改正から10年が経過した今～出来たものと、出来ていないもの～』とのテーマで、不動産登記法改正時の附帯決議等を読み上げながら講義が始まりました。

特に目を引いたのは、一筆地の区画情報についてのフローチャートの説明です。境界点観測値の取得から始まり、観測データの入力→計算処理→区画登録→地積測量図作図→登記申請添付→登記申請調査→登記情報記入・校合→登記情報取得といった流れです。

その際にデジタルデータはデジタルデータのままで



松本会員

渡すこと、途中でアナログが入っていませんか?との問いがありました。プロジェクターにipadをコピー機に乗せている映像が映し出され、最初は何をしているのか分かりませんでした。その次の映像でスマートフォンを置きスマートフォンの画面を撮影している映像が…通常、画像データはメール等を利用してデータで送っていると思います。私も何年か前までは、携帯の画像を表示しているものを撮影したこともあった気がします。折角のデジタルデータを途中でアナログデータに変えてしまうと折角良いデータをわざわざ劣化したデータにしてしまうと勿体ない気がします。このような作業のやり方なども日々進化しているので、常にアンテナを張り、少しでもデータを劣化させることなく処理できるようにしなければと痛感しました。このようなことを意識し、松本会員は、地積測量図の提出は殆どXML方式で提出されているそうです。

■懇親会

4時間の研修会の後、70名を超える参加者で懇親会が開催されました。

乾杯の挨拶の際に連合会の岡田副会長から現在の連合会の動きの話がされ、各ブロックの方々に情報提供をされていました。このような情報も参加者が各単位会に戻りアウトプットすることが大事だと思います。

懇親会のアトラクションでは、中国ブロックから選



研修風景



岡田副会長



懇親会の様子



マジシャン拓海さん



金関理事とマジシャン拓海さん

出されている連合会の金関理事のマジックショーから始まり、ご子息の『マジシャン拓海』のマジックショーへと本格的なショーが繰り広げられ、和やかな雰囲気の中、無事に懇親会を終えることができました。

■パネルディスカッション

懇親会を経て2日目の17日、岡山会の横田喜充会員がコーディネーターを務め『境界問題相談センターの現状と低迷の要因、これからのセンターのあるべき姿と方向』と題し、各地域の境界問題相談センターのセンター長及び副センター長をパネリストに迎えて、議論が交わされました。

各パネリストが自己紹介をする際に、各センターの現状及び懸案事項等が述べられた後に議論が交わされました。

センターが設立されて数年が経過し、各センターの現状が報告され、横田会員の見事なコーディネートで様々な意見が飛び交いました。各センターからは申立てが出された際の相手方の応諾依頼の方法や、会員からの持込案件があるか等々、各センターの悩みを話して、非常に内容の濃いパネルディスカッションとなりました。

■取材後記

合同研修会の提案者である九州ブロック協議会の元会長の谷口正美会員に話を聞いたところ、九州ブ

ロック協議会において研修会を行っていたが、『一部の担当者だけによるものだったため、幅広い地域から誰でも自由に参加できる場をつくりたい』というのがきっかけだったそうです。

懇意にしている四国ブロック協議会の会長らに声をかけて平成26年度の合同研修が実現し、翌年は中国ブロック協議会の会長らに声をかけて平成27年度の3ブロック開催となったそうです。次年度の開催については未定とのことでしたが、今後もブロックを超えた研修会が開催されることを期待しております。

また、全ての研修内容で得るものも多くあり、参加者が更に増えて各地域の会員へ情報発信し、全会員が同じ方向に向かって歩を進めることができると思いました。

山口会でも広報担当をしているせいか、香川会の出前授業やPR動画の作成等の取組に特に興味を持ち、新たなヒントをいただけた気がします。

最後になりましたが、講師を務められた会員の方々、開催地の岡山会の皆様に感謝を申し上げて私の報告と致します。

広報員 清水浩二(山口会)



横田会員



パネリストの方々



土地家屋調査士新人研修修了者

平成28年度土地家屋調査士新人研修(関東ブロック協議会)の修了者は以下のとおりです。

関東ブロック協議会(159名)

東京会(48名)

樋口 剛	内藤 賢志
石黒 裕章	田中 良知
田中 岳士	山口 功浩
渡邊 喜陽	笹本 智浩
左巻 伸祥	伊藤 博人
吉原 和宏	木元 恵一
佐久間 久恵	下田 剛雄
小俣 俊輔	滝本 幸雄
小島 良雄	遠藤 慎之介
瀧本 清治	三柴 靖征
朝倉 皓二郎	中村 和義
杉野 雅也	岩井 政徳
奥山 琢人	倉繁 幹直
佐藤 亮介	新谷 康文
南 順平	龍田 寿志
小池 俊也	小山 智大
八谷 将次	武田 成広
酒井 俊明	村山 学修
秋山 竜介	大貫 康祐
片井 剛也	小林 和将
江崎 友和	大原 永大
三浦 喜八郎	岩 合和司
池田 英男	落合 小禎
角間 健太郎	

神奈川会(42名)

貴田 和仁	平澤 健一
鈴木 勝久	大井 正一
佐々木 重信	市川 秀明
坂庭 悟	加藤 文仁
井上 洋	佐藤 宏
大島 康志	小林 雅裕
西田 徹	石川 雅子
原光 勇司	向山 彰一
高野 智之	大塚 康和
久保田 紘二	横田 教浩
松山 丙虎	奥村 寛
赤池 光俊	村上 亮
井上 淳一	山口 誠
近藤 和吉	生頭 伶衣
石黒 将大朗	白井 和彦
池富 嗣勇	大川 崇彦
丹 茂孝	関 淳人
重近 一慶	筒井 隆
青木 茂	石井 隆人
梶谷 信太郎	西江 淳市
清水 亮	鈴木 信

埼玉会(14名)

新井 孝司	白石 英孝
糸井 尚之	島田 進

吉田 有情	吉原 光雄
森田 篤	田部 浩史
小室 友哉	新井 清
青木 貴志	濱野 真利
海老原 秀亨	石井 雄一

千葉会(10名)

佐々木 基之	石橋 卓也
小池 民郎	大港 勝巳
大湯 誠太郎	小迫 裕司
岡野 露徳	白石 晃一
関 正充	水野 勉

茨城会(7名)

横山 智行	杉山 幹雄
飯山 裕也	仲内 敦史
宮本 直之	檜村 悦雄
佐藤 優樹	

栃木会(3名)

見山 義道	藤間 洋一
北條 章弘	

群馬会(9名)

山下 修	新野見 英明
吉田 耕二	栗原 弘毅
若月 隼人	大塚 賢一
樋口 晋悟	須川 隆志
高橋 均	

静岡会(12名)

伊藤 孝博	長谷川 浩久
村木 良行	小島 由揮
大石 雅史	内藤 准
中野 泰治	勝亦 幸正
渡邊 和良	杉山 正治
大橋 佑輔	鈴木 正昭

山梨会(2名)

小川 紗織	井上 拓也
-------	-------

長野会(4名)

藤原 成吾	矢島 慎也
蓑輪 雄司	成田 充

新潟会(8名)

勝又 治	松岡 弘樹
古俣 善之	田中 直也
片桐 務	川口 康博
上條 圭	田中 直輝

(順不同・敬称略)

平成28年度臨時総会開催

平成28年11月14日(月)午後2時から「ホテルメトロポリタンエドモント」(東京都千代田区飯田橋)において、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会(以下「全公連」という。)の平成28年度臨時総会が開催されました。総会構成員(全公連役員、各協会理事長)ほか、各協会から多くのオブザーバーの出席を得て開催されました。

総会は、榊原典夫副会長により、熊本の地震被害に多くの義援金をいただいたことへのお礼を述べた開会の辞の後、倉富雄志会長からの挨拶において、臨時総会で会則の変更、役員選任規則の変更を予定しています。総会後には、本日、波光先生によるコンプライアンス・プログラムの改正について、明日は、災害対応に関するプレゼンテーション、マイナンバーについての研修を行います。いずれの研修も重要な内容であり有意義な二日間としてほしいと紹介されました。

司会者の指名により、山口協会渡邊英雅理事長が議長を、広島協会藤谷博司理事長が副議長を務めることになりました。

議事の内容は以下のとおりです。

第1号議案 会則改正(案)審議の件

第2号議案 役員選任規則改正(案)審議の件

慎重審議の下、上記第1号議案及び第2号議案が承認可決されました。

議事終了後、小山進吾副会長から、平成29年度総会までの役員改選スケジュールの説明がありました。

最後に、高橋素介副会長により閉会の辞がなされ総会は終了しました。



議長 副議長

平成28年度第2回研修会

平成28年度第2回研修会が、平成28年11月14日と15日の2日間の日程で開催されました。

1日目には、「コンプライアンス・プログラムの改正について」と題しまして弁護士の波光巖様を講師にお迎えしての講演をいただきました。

最初に、司会から波光先生の略歴について、日本土地家屋調査士会連合会の学術顧問をされ



波光講師

ており、元公正取引委員会事務局審判官、元香川大学法学部教授、前神奈川大学法学部教授兼法科大学院非常勤講師等を歴任されていること等の紹介がされました。

このコンプライアンス・プログラムは、平成19年10月に作成され、近年の事業活動に従事する者がコンプライアンス(法令順守)の維持に力を注ぎ、個々の事業者が社会に貢献する者として、また社会の信頼を得ていくための最低の条件として、土地家屋調査士会及び土地家屋調査士の事業活動の方向性を示すために作成され、その後、土地家屋調査士の業務量の減少、発注官公署の競争入札の導入などの環境変化により、平成25年に改訂し、さらに公共嘱託登記土地家屋調査士協会をめぐる問題を中心



会場風景

に本年8月に改正されたため、公嘱協会の活動に当たっての留意点等の説明がされ、公益社団法人たる公嘱協会の活動に主眼をおいて記述されているとのことでした。また、公共嘱託業務の料金について不当廉売の問題についての説明を受けました。

近年、報酬額のみが着目されがちですが、公嘱協会の報酬は、適正・迅速な業務処理を行う上で算出されたものであることを改めて認識する機会となりました。

2日目の第1部として、所属協会の危機管理対応の一助となるよう災害復興関連業務マニュアルの説明を全公連望月繫和理事が行いました。大規模災害対応が社会的使命として、宮城・福島・熊本・大分・岐阜の各協会の協力を得て、広域激甚災害の場合、局地激甚災害の場合、台風等による豪雨災害の場合と体系分けし、災害の発災時から復興期へと時系列でどのように対応するかという資料を取りまとめ、万が一の場合の備えとすべく公嘱協会の活動していく上での対応マニュアルの報告でした。災害に遭われた上で、復興への対応をされ、さらにこのマニュアル作りに協力された被災各協会に感謝するとともに全公連所属の公嘱協会の結束力を感じました。

2日目の第2部として「マイナンバー制度勉強会(マイナンバー制度の実務上の課題と対応)」と題しまして、昨年9月に引き続き、特定社会保険労務士の森山幸一様を講師に迎えて開催されました。



望月理事



森山講師

この制度がスタートし1年を経て今後どのように進んでいくのかということ踏まえ、今後本格運用されていくマイナンバーについての概要、年末調整の対応、運用の確認ポイント、漏えい時の対応等、実務上における具体的な取扱いについて説明を受けました。

各協会にとって有意義な2日間であったと感じました。また、全公連所属の各公嘱協会に入会されていない方には、我々と共に社会への貢献のために入会を期待いたします。

(全公連理事 伊藤宏幸)

会議経過及び会議予定

平成28年

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 10月17日 | 第2回監査会 |
| 10月17～18日 | 第5回理事会 |
| 10月21～22日 | 九州ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会定時総会及び研修会 |
| 10月31日 | 関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会及び研修会 |
| 11月14～15日 | 臨時総会及び第2回研修会 |
| 11月18日 | 全司協第21回未登記問題研究会 |
| 11月28～29日 | 公益財団法人公益法人協会トップマネジメント・セミナー |
| 12月13～14日 | 第5回正副会長会議 |

平成29年

- | | |
|----------|-----------|
| 1月18～19日 | 第6回正副会長会議 |
| 2月12～13日 | 第6回理事会 |
| 2月13～14日 | 全国理事長会議 |

10月

20日、21日

第1回調測要領委員会

<協議事項>

- 1 調測要領委員会について
- 2 調査・測量実施要領の改訂について
- 3 次回委員会の開催について

27日、28日

第3回社会事業部会

<協議事項>

- 1 嘱託登記業務発注の情報収集・啓発について
- 2 地図の作成及び整備等に関する事項について
- 3 法務省民事局民事第二課との打合せ(地図作成)について
- 4 土地家屋調査士会ADRセンターに関する事項について

28日

第5回広報部会

<協議事項>

- 1 制度広報に関する事項について
- 2 制度広報ツールの企画及び作成並びに発信について
- 3 表示登記無料相談会等の実施について
- 4 会報の編集及び発行に関する事項について
- 5 連合会ウェブサイトのリニューアルについて
- 6 平成29年度広報部事業計画(案)について

11月

1日、2日

第4回財務部会

<協議事項>

- 1 各種会議及び会務報告について
- 2 今期中の検討事項及び次期財務部へ引継事項について
- 3 財政の健全化と管理体制の充実について
- 4 福利厚生及び共済事業の充実について
- 5 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 6 システムコンサルティング成果品への対応について
- 7 資金運用等への対応について
- 8 日本土地家屋調査士会連合会給与規程(職員)に関する検討について
- 9 財務部における平成29年度事業計画(案)及び予算(案)の策定について
- 10 契約の執行に関する取扱基準の創設等について

- 11 各種委員会委員等への報償費等の支出方針について

8日

第1回登記基準点評価委員会

<協議事項>

- 1 認定登記基準点の申請状況について
- 2 認定登記基準点の検定委託料について
- 3 平成28年度事業計画の展開について

9日、10日

第5回総務部会

<協議事項>

- 1 平成28年度第2回全国会長会議及び平成29年新年賀詞交歓会の運営等について
- 2 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(平成29年追加)」の作成について
- 3 平成28年度熊本地震等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 4 日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則及び同規則運用細則の一部改正(案)について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)及び契約の執行に関する取扱基準の新設(案)について
- 6 平成29年度総務部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 7 連合会における平成29年度の主要な会議に関する日程(案)について
- 8 外部理事及び外部監事候補者について

10日

第2回日調連ADRセンター会議

<協議事項>

- 1 平成28年度土地家屋調査士会ADRセンター担当者会同について
- 2 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証に対する連合会の考え方について

第2回電子証明運営委員会

<協議事項>

- 1 セコムトラストシステムズ株式会社から提案を受けている業務改善(案)について
- 2 平成29年度事業計画(案)について
- 3 平成29年度電子証明特別会計収支予算書(案)について

平成28年 秋の叙勲・黄綬褒章

おめでとうございます。

旭日双光章

山本 守 (徳島県土地家屋調査士会)

昭和50年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年
徳島会会長、同副会長、同常任理事、同理事を歴任
平成25年法務大臣表彰等、現在徳島会相談役、70歳

黄綬褒章

阿部 春男 (新潟県土地家屋調査士会)

昭和46年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴45年
新潟会会長、同副会長を歴任
平成23年法務大臣表彰等、現在新潟会名誉会長、71歳

黄綬褒章

五十嵐 欽哉 (福島県土地家屋調査士会)

昭和58年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴33年
福島会会長、同副会長、同常任理事、同理事を歴任
平成27年法務大臣表彰等、現在福島会名誉会長、60歳

黄綬褒章

大西 淳 (京都県土地家屋調査士会)

昭和62年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴29年
京都副会長、同常任理事、同理事を歴任
平成27年法務大臣表彰等、58歳

黄綬褒章

小林 彦幸 (石川県土地家屋調査士会)

昭和63年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴28年
石川会会長、同副会長、同理事を歴任
平成27年法務大臣表彰等、現在石川会顧問、64歳

長年のご功勞に心から敬意を表しますとともにこれからも土地家屋調査士及び同制度の発展にお力添えくださいますようお願い申し上げます。

黄綬褒章

関堂 清光 (富山県土地家屋調査士会)

昭和56年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴35年
富山副会長、同常任理事、同理事を歴任
平成25年法務大臣表彰等、現在富山会相談役、65歳

黄綬褒章

高村 利夫 (栃木県土地家屋調査士会)

昭和59年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴32年
栃木会会長、同副会長、同理事を歴任
平成26年法務大臣表彰等、現在栃木会名誉会長、60歳

黄綬褒章

竹本 貞夫 (大阪土地家屋調査士会)

昭和54年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年
大阪副会長、同常任理事、同理事を歴任
平成27年法務大臣表彰等、現在大阪会監事、75歳

黄綬褒章

前田 千秋 (熊本県土地家屋調査士会)

昭和59年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴29年
熊本副会長、同常任理事、同理事を歴任
平成26年法務大臣表彰等、63歳

※受章者の年令・歴に關しましては、平成28年11月3日発令日の年令・歴です。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成28年10月 3日付
 東京 7972 河村 泰助 神奈川 3049 井出 智
 神奈川 3050 中山 和代 静岡 1787 大野 倫孝
 大阪 3288 道田 勇 愛知 2923 稲垣 宏隆
 長崎 795 長谷川英樹 長崎 796 北川 稔治
 平成28年10月11日付
 神奈川 3051 菅原 克昭 群馬 1050 高橋 昇
 平成28年10月20日付
 大阪 3289 松本 充弘

登録取消し者は次のとおりです。

平成28年 7月26日付 兵庫 2277 佐貫 哲男
 平成28年 7月28日付 兵庫 1630 寒作 廣明
 平成28年 7月30日付 東京 4639 山田 勝也
 平成28年 8月 7日付 埼玉 1437 中川 征夫
 平成28年 8月20日付 東京 6537 山口 茂
 平成28年 8月22日付 愛知 1588 柴田 茂己
 平成28年 9月 2日付 兵庫 1785 高原 文彦
 平成28年 9月 6日付 滋賀 286 藤田 直生
 平成28年 9月20日付 兵庫 1171 鳥羽 史郎
 平成28年10月 3日付
 東京 5979 田中 耕伸 神奈川 1479 飯野 尚孝
 神奈川 1858 小島 清和 埼玉 1882 村松 猛夫
 埼玉 1927 丸山 和也 静岡 1172 土屋 雄二
 大阪 1486 山本 晃司 大阪 2584 源元 清一
 京都 758 中西 千恵 兵庫 1861 原田 固
 滋賀 389 伊東 信武 愛知 1907 戸谷 健次
 愛知 2424 高木 鍊一 愛知 2549 松井 俊夫
 広島 1598 川本 松夫 山口 924 藤井 充弘
 平成28年10月11日付
 埼玉 1939 戸田 貞一 栃木 263 末本 久男
 栃木 625 金井 繁夫 群馬 380 井田 清
 長野 1953 村松 誠一 長野 1998 今井 洋明
 長野 2476 二村 明子 大阪 1575 寺尾 治雄
 兵庫 1424 福山 巖 兵庫 1578 迫田 博幸

兵庫 1658 渡邊 修 兵庫 2318 管村 謙一
 兵庫 2383 中原 俊二 滋賀 260 山田 一彦
 愛知 1536 吉田 章 愛知 1805 古田 敏和
 愛知 2040 片岡 正吉 三重 707 赤塚 孝
 石川 617 村田 茂 富山 399 亀卦川 勲
 広島 1479 河原 孝 鹿児島 581 神前 俊一
 宮城 823 佐藤 次吉 札幌 1162 菅原 巧
 高知 555 山下 義衛 愛媛 395 星地 一男

平成28年10月20日付

東京 1428 竹村 五郎 東京 7618 押切 隆志
 千葉 2047 伊藤 貴史 静岡 1112 佐々木公芳
 大阪 2848 南野 佳奈 兵庫 1379 川向 正幸
 兵庫 1752 芝崎 俊雄 兵庫 1890 西中 政夫
 兵庫 1924 北山 尚 岐阜 866 石樽 孝亘
 石川 454 土谷 信明 鹿児島 828 和田 守雄
 福島 297 佐藤淳次郎 福島 536 古宇田常吉
 愛媛 588 山崎 玉貴

ADR 認定土地家屋調査士登録者は次のとおりです。

平成28年10月 3日付 鹿児島 1059 久永 瑞樹
 平成28年10月20日付
 東京 7674 岩切 秀仁 千葉 2173 安 隆一郎
 大阪 2922 前橋 新吾 大阪 3123 橋本 徹也
 三重 745 東 忍 三重 889 松林 秀典
 富山 513 石丸 等 富山 515 松田 将宏
 鳥取 471 國米 剛 札幌 1191 佐藤 和央
 札幌 1192 衣澤 拓也 香川 697 岡崎 浩二
 香川 700 高尾 司 香川 701 池田 武史
 愛媛 834 益田 貴之 愛媛 848 金寄 学
 愛媛 857 栗田 祥太

GPS 測量機器総合保険 (動産総合保険)のご案内

保険期間：平成 28 年 10 月 1 日午後 4 時から 1 年間

(中途加入可能です。毎月 20 日締切の翌月 1 日開始となります。)

新制度スタート
この機会に是非ご検討ください!



お支払い例①

測量中誤って測量機器を
倒し壊れた



お支払い例②

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



お支払い例③

測量機器を事務所、自宅に
保管中に盗難にあった。



※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**
〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1 丁目 2 番 10 号 土地家屋調査士会館 6 階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 広域法人部営業第一課

「俳句」で楽しもう

「ちょうさし俳壇」選者 深谷 健吾

俳句は、何時でも、何処でも、誰でも詠むことができます。

ただし、俳句を詠むには、二つの約束事があります。一つ目は五・七・五の十七文字で詠むこと。二つ目は一句の中に季語即ち季節の言葉を入れて詠むことの「有季定型」が基本条件であります。

作句にあたり用意する物は、ペンとメモ用紙(俳句手帳)と俳句歳時記であります。歳時記とは、一年の季節の移り変わりを記した辞書。即ち季語・季題を集め、春・夏・秋・冬・新年に分類して注釈を加え、例句を並べたもの。作句のバイブルといわれるものですので、これだけは本屋さんでご購入してください。お茶・お花・ゴルフ・写真など、趣味の中でも比較的安価に楽しめる趣味であります。

俳句は、世界一短い定型詩であります。故に川柳は兄弟みたいなものですが、短歌や詩よりも庶民的で圧倒的に人気のある趣味として取り組みやすい文学であります。

特に俳句の初心者の方は、「有季定型」の基本を守って句作して見てください。日本の言葉は、元来五・七調が基本であるため定型の部分は馴染みやすいが、有季の部分の季語だけは歳時記で勉強していただかなければなりません。

まずは、身近なこと即ち家族・家庭・家事などを句材にして一句に挑戦して見てください。

次第に、範囲を広げて家の周辺の散歩とか、旅行とかの状況や情景を見て句作に励んでいただければと思います。

俳句は、「^{かちょうふうえい}花鳥諷詠」を詠む。即ち四季の移り変わりによって起こる自然界、またはそれに伴う人間の現象を詠むことといわれています。また、俳句は「季語を詠む」ともいわれ、俳句歳時記を開いて季語の意味とか、注釈とか、例句などを学んで句作の参考にして見てください。人間、何事も真似ることから始まり、覚え学んでこそ知恵のある豊かな暮らしができるのではと思います。俳句も例外ではありません。先人の句を詠んで、真似て、覚えて、学んでこそ上達するのではと思います。

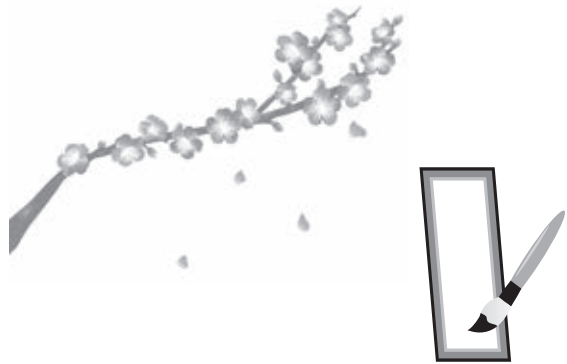
なお、俳句は入試科目の解答と違い正解はありま

せん。季感は各自それぞれであります。自由に句を作り、自由に句評をしても何ら問題のないのが俳句であります。何方にも学びやすく、幾つの歳になってもできますし、高齢者層には特に人気であり、人生の最終章における最適な趣味であると思います。

会員の皆様、家族の皆様、補助者の皆様、会員OBの皆様、長寿社会の友として、人生の友として、健康で、心豊かで、楽しい暮らしの一助となる俳句をも趣味の一つにお加えいただきますことをお奨めいたします。

俳句をやってみようと思われま方は、まず「ちょうさし俳壇」の事務局まで三句以上のご投句願います。お気に召すかどうか分かりませんが、俳句の普遍性からして一部を手直しして会報に掲載させていただきます。

俳句を通して、少しでも皆様のお役に立つことができれば、この上なき幸せでございます。お互いに、俳句を楽しみましょう。



【ご投句方法】

- ◆所属の土地家屋調査士会名
- ◆俳号
- ◆俳句(一口3～5句程度)

以上をお書きの上、下記の方法にてお寄せください。

郵便：〒101-0061

東京都千代田区三崎町一丁目2番10号

日本土地家屋調査士会連合会広報係

F A X : 03-3292-0059

電子メール：rengokai@chosashi.or.jp

投句期間は前々月の1日から末日までの1か月間です。



年暮るる

深谷健吾

なにごとともなかつたやうに年暮るる
おでん屋の女将は口も手も八丁
鈍行の夜汽車の席で毛糸編む
勢子小屋の炉辺に転がる一升瓶
客足の遠のく能登の朝しぐれ

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 島田 操

読み書きは生きゆく証し文化の日
惜しむとは人にもありや残り菊
鴟日和声かけあつて土地測る
黙もあり感嘆もあり菊花展
色鳥来乾きし庭の木の枝に

愛知 清水正明

成政の越えし峠や後の月
車座は卑弥呼の習ひ芋煮会
御幣餅焦げて木曾路の秋深む
川霧を纏ひて美濃の卯建かな
早生栗の爆ぜて郡上の一揆かな

岐阜 堀越貞有

白波のつづくフィジーの秋惜しむ
縁側の敷居のろのろ秋の蠅
拾ひ来て墓前に供ふ栗ひとつ
子らの待つ家路へ急ぐ秋の暮
戒名などいらぬと云はれ冬初め

茨城 中原ひそむ

生きて二人病んでも二人秋桜
入院の最早二ヶ月風は秋
点滴にいのち託して深む秋
秋風に夕影長き医院坂
秋燈下拒食の妻の髪を梳く

広島 正女

畦界の杭よりすつくと曼珠沙華
青空をしかと抱きて曼珠沙華
孫の齒もすつきり揃ひ彼岸花

今月の作品から

深谷健吾

島田 操

黙もあり感嘆もあり菊花展
「菊花展」とは、季語「菊人形」の傍題。そもそも、菊の花や葉を衣装に擬して作った人形を見世物とした興行即ち菊人形展が始まりと聞く。今では、菊の品評会的な色合いが濃く、秋の風物詩として全国各地で開催。殊に城下公園での菊花展は盛大である。提句は、腕自慢の菊師の作品の菊花展での一句か。菊も色々、客も様々。見ての反応を「黙」と「感嘆」との対比としての捉えどころが秀逸。リフレインも効果的な佳句である。

清水正明

早生栗の爆ぜて郡上の一揆かな

宝暦四年秋、郡上藩が年貢の増徴のため定免法から検見法に改正した際に勃発した日本三大一揆の一つ。との添書あり。尚、碑の形状は傘連判状モデルにした郡上義民顕彰碑が郡上八幡城内にある。提句は、郡上八幡城での一句か。栗には、収穫時期により早生・中生・晩生とがある。早生栗が

爆ぜる頃に郡上一揆が勃発。取り合わせが妙。吟行に出かけてこそ、その地の歴史に触れ、句材にして思い出の一句が。俳句は素晴らしい趣味である。

堀越貞有

縁側の敷居のろのろ秋の蠅

蠅は、一年に何回も発生するが、さすがに秋冷が加わるつれ元気を失い、勢いなく日向や家の中を飛んでいる蠅を季語「秋の蠅」と言う。提句は、日当たりの良い縁側での一句か。夏の蠅は、病原菌を媒介する不衛生な害虫であり、うるさい羽音をたてて飛び回るため、ごきぶり同様に人に嫌われる昆虫。提句は、端居の溝に沿ってのろのろ歩く秋の蠅と老後の人生と重なる哀愁が漂う。擬人化による的確な句作に敬服の一句である。

中原ひそむ

生きて二人病んでも二人秋桜

「秋桜」はコスモスの傍題。秋咲く美しい花(桜)という意味から秋桜という和名を有する。懸命な看病に頭が下がります。「病んでも二人」のフレーズは、長年苦楽を共にして来た愛妻に対しての最大の賛辞の言葉か。即ち現在のシリアスな境遇を詠み込まれた見事な心象句。懐旧の念の様を季語である「秋桜」に託す。下五の季語の斡旋にも敬服の佳句である。

正女

畦界の杭よりすつくと曼珠沙華

「曼珠沙華」とは、ヒガンバナ科の多年草。秋の彼岸のころ人里に咲き乱れ、彼岸花の名がある。曼珠沙華は梵語の赤花の意味で「法華経」の中にある言葉。葉を出す前に花茎を伸ばし開花する。境内や墓地に多く咲くからの命名か。田んぼの測量へ行つた時の情景を見ての一句か。畦には真っ赤な曼珠沙華の花が、真っ盛りで、境界杭の赤はちよっぴり淋しそう。花の赤と杭の赤との対比に俳諧味があつて楽しい一句となった。

福井会

「FBCリレーマラソン in芝政」

広報部 宗沢 栄一



『調 おたより』第170号

平素は、広報部の企画、また、活動にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。当会広報活動の一環としまして、近年恒例となりました「FBCリレーマラソン in 芝政」に参加し、「土地家屋調査士」のPR活動を含め、メンバー全員が無事に完走いたしました旨、ご報告いたします。

最近、広報部では、無料登記相談を絡めた新聞広告、あんしんナビのようなメディアや刊行物を使った制度広報が予算規模的にもメインになっていますが、その他にもごく小規模な活動として、広報部・有志会員による学校・団体等への出前講座・職業紹介なども行われてきました。今回のFBCリレーマラソンのようなイベント参加についても、本当にPRになっているのか、疑問もあるかも知れませんが、「小さなことからコツコツと。」—その効果を信じて繰り返し地道な活動も行っていきたいものです。



さて、6月19日、うす曇りでマラソンには絶好の天候に恵まれました。最初に当チームに対してFBCアナウンサーによるインタビューがありましたが、参加のきっかけは、亡き戸田前会長の提案であったということでした。今回リレーマラソンは、第4回目の開催となるようですが、当会は、初回から継続しての参加です。初回の集合写真には、戸田さんも写っていたな—と懐かしく思いました。このときお揃いで作製したTシャツには、「杭を残して悔いを残さず—福井県土地家屋調査士会」のバックプリントが映えています。参加メンバーは、これを着て出走・応援します。集団でこれを着ていると、なかなか良い広告になりそうです。

当日は、本当にたくさんの参加チームがありました。順位を狙うチームもありましたが、我々と同じPR活動をメインとしたチームも多く見受けられました。

コース1周は、1.8 kmしかないのに給水所(エイドポイント)が2箇所も設けられているのを考えれば、その参加者層?が伺えます。それにしても走行しながら水分を摂るのってあんなに難しいとは思いませんでした。



24周でフルマラソンと同じ距離になるようですが、これを当チームメンバーで分担し、何とかアンカーの武藤副会長にタスキを繋ぐことが出来ました。最後はチームみんなでフィニッシュで

す。結果はフルマラソンの部 記録：3時間41分8秒で307位。来年は100位以内を目指すか、さらに目立つパフォーマンスをするかの何れかで取り組みたいと思います。今回も本当に良い思い出に、いやいや、良い「PR」になりました。お疲れ様でした。…おかげさまで、リニューアルホームページ用の写真も撮れました。個人事業主になってからこのような仲間意識をもってイベントに参加する機会はなかなかありません。会員の皆様も来年は是非ご参加されてみては如何でしょうか。

帰り道…私はJRと臨時バスを



使って娘と会場へ大変円滑に来ることが出来たので、帰りも臨時バスとJRで帰ることにしました。マラソンが終わるころには、待っていたかのようにポツポツ雨が降ってきました。バスの発着所に付くと目の前でバスが出発してしまいました。またすぐ来るだろうと暫く待っていたのですが、一向に来ないので時刻表を見てみると、なんと1時間に1本になっているのではないですか。娘と「○○ちゃん、寒くないか?」「パパ、バス、来ないね。」みたいな会話を交わしながら、上空の雨雲よりさらに暗い雰囲気に入れ、心が折れかかった——その時でした——私たち親子の少し先に、チームメンバーのMercedesが停まったのは、可哀想な親子は、一転、セレブな親子に。周りのバス待ちの人は、きっと思ったことでしょう。「なんだ、待っていたのは…ベンツかよ!」ありがとう。やっぱり仲間っていいな。

この原稿を書きながら、土地家屋調査士のPR活動について、他にどんな方法があるだろうかと考

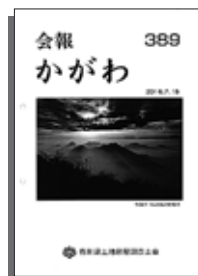
えさせられるのですが、結局は、日々の業務の中で接する依頼者様や隣接地地権者様への親切・熱心な対応が何よりの地道なPR活動なのだと思最近つくづく思います。「こんにちは、土地家屋調査士の○○と申します。」と挨拶に行った時に、それなりのご対応がいただけるようになってきたのは、調査士制度が出来てから60年以上にわたる諸先輩のご努力のお陰であります。私も土地家屋調査士のイメージアップに繋がるよう日常業務・会務に努力していきたいと思



香川会

「嫁の『ふ〜ん』」

高松支部 横井 智



『会報 かがわ』第389号

連日の雨の合間をぬって『鳴門鯛』を釣りに、植田修次さん(高松支部)と徳島会の牛田さんと出かけてきました。

鳴門での釣りは人生二回目となり、一回目は子供のころに父に連れられて一度来ていますが、釣りの記憶はまったくありません。記憶にあるのは朝寝坊をしてしまった父が、高速道路の無い時代に国道11号線を東にひた走る、焦った横顔…実質は初めての鳴門での釣りとなりました。

今回タイラバという仕掛けで鯛を狙います。事前に牛田さんと連絡をとり、道具を教えてください。魚を釣るのが好きなのはもちろんですが、それと同じくらい釣りの道具や準備が好きなのです。翌日の釣りに備え新しい釣具を買った日は、釣具を肴に酒を呑み、何も興味がない嫁にひ

たすら語る。嫁、ひたすら「ふ〜ん」を繰り返す。今回も牛田さんのアドバイスで



新しいリールを買い、嫁の「ふ〜ん」を聞きいざ釣行へ。行きの車の中で鯨でも釣るかのような話をしながら鳴門へ向かい、朝8時に港へ到着。牛田さん、牛田さんのお父さん、植田さんと私の4名で乗船し出発しました。タイラバでみんなパラパラと鯛を釣ったあと、牛田さんから落とし込みサビキをやってみようという提案がありました。落とし込みサビキとはイワシの季節に行う釣方で、まず海の中層で擬餌針にイワシを何匹か掛け、掛かったイワシをそのまま底へ沈め、イワシを泳がし、そのイワシを餌にブリ・ハマチ・ヒラメ・サワラ・鯛などを釣るといふ釣方です。道具が無い為、牛田さんに借りていざ実践。この釣りがまた面白い！底でイワシが追われている感じが伝わりワクワク待つと、ドカーンとひたたくられ大興奮！牛田さんは大鯛、植田さんと私はヒラメを釣り14時に納竿となりました。

この度、案内をしていただいた徳島会の牛田さん本当にありがとうございました。鳴門大橋の真下から、鳴門の渦を観光に訪れた人達を見上げながら釣りを。何もかもが新鮮で貴重な経験をさせていただき楽しい一日となりました。



た。また、今回初めて経験した落とし込みサビキに、完全にはまりました。これからシーズン本番になるようです。最後に嫁よすまん、道具がまた増えそう。

話はそれますが、男子というのは妄想が大好きでして、普段は高知の宿毛周辺の磯や遊漁船で青物(ブリ・ヒラマサ・カンパチなど)を釣りに行っていますが、いつも行きの中は釣り仲間と妄想話して250 km、約5時間の道程があっという間に到着。「10 kgのブリが一人10匹釣れたら、3人分で300 kgやん、帰りは車のライトがローでも対向車が眩しいんちゃうか〜、それよりマグロが釣れたらどうやってもって帰る？釣れた魚どこ配ろうか？」完全に妄想族です。しかし帰りは「海に異常なし」状態で空のクーラーボックスと共に、40歳前後のおっちゃんに戻り、疲れた体に鞭を打ち、無言で250 kmの道程をただ帰る。

看看臘月盡—みよみよ ろうげつ つく—

師走に入ると、とかく人々は忙しくそわそわします。歳とともに一年が、一か月がものすごく早く過ぎていくように感じ、もう今年が終わると思うと、おろそかにしていたこと、後回しにしていたこと、そんなこんなが急に気になりだします。「忙」という字は「心を亡くす」と書き、重ねれば「忘れる」という字とはよく聞く話。忙しさのあまり、心を失ってしまっていたり、忘れてしまうことほど悲しいことはありません。常日頃から、一日一日を大切に過ごしていれば、師走になって浮き立つこともないのでしょうか…。

『看看臘月盡(みよみよ ろうげつ つく)』という禅語があります。臘月は12月のことで、「月日の経つのは早いもので、今年もはや暮れようとしている。この1年はどうだったか振り返ってごらん下さい」という戒めです。『光陰惜しむべし』とか、『歳月人を待たず』という語句と同じような意味です。

臘月はまた、私たちの人生や命の終わりも暗示していて、「12月があっという間に終わると同じく、人生もあっという間に終わってしまいますよ、ぼんやり生きず、自分

の命をしっかりと見なさい」と諭しているそうです。だらだら過ごす間も、目標を達成するために努力している間も、時間は同じ速さで流れていきます。誰にも公平に与えられ、一度失えば永遠に取り戻せないのが時間。人生の終わりに後悔しないためには、やる時が今だと思ったら、後回しにしないこと。明日でいいか、また今度と言っているうちは、いつまでも実行はできないということです。時々刻々を大切にすること心構えは常に持つよう努めたいものです。

慌ただしい年の瀬ではありますが、こうした折り目節目により、けじめというか、リセットさせてもらえる機会があるのは有難く、救われるような気さえます。どんなふうにも生きても一生は一生。そして、自分の心を持つのは、道を歩くのは自分です。

12月の次には新年1月が来ます。来年はどんな年にしていこうか、何ができるのか、何をしたいのか、一年のしめくりは新しい年への準備です。一日が終わって振り返って、自分にとって有意義だったと思える師走の日々を過ごされて、新春を健やかに迎えてください。

広報部次長 上杉和子(三重会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 林 千年

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社